

有価証券報告書

第63期

自 平成28年 1 月 1 日
至 平成28年12月31日

神戸市中央区港島中町7丁目1番1

株式会社アシックス

目 次

頁

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	11
1 【業績等の概要】	11
2 【生産、受注及び販売の状況】	14
3 【対処すべき課題】	14
4 【事業等のリスク】	18
5 【経営上の重要な契約等】	19
6 【研究開発活動】	19
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	20
第3 【設備の状況】	22
1 【設備投資等の概要】	22
2 【主要な設備の状況】	22
3 【設備の新設、除却等の計画】	23
第4 【提出会社の状況】	24
1 【株式等の状況】	24
2 【自己株式の取得等の状況】	40
3 【配当政策】	41
4 【株価の推移】	41
5 【役員の状況】	42
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	48
第5 【経理の状況】	59
1 【連結財務諸表等】	60
2 【財務諸表等】	114
第6 【提出会社の株式事務の概要】	125
第7 【提出会社の参考情報】	126
1 【提出会社の親会社等の情報】	126
2 【その他の参考情報】	126
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	127

監査報告書

確認書

内部統制報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年3月30日
【事業年度】	第63期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
【会社名】	株式会社アシックス
【英訳名】	ASICS Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長CEO 尾山 基
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島中町7丁目1番1
【電話番号】	078(303)2213
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 加藤 勲
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区港島中町7丁目1番1
【電話番号】	078(303)2213
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 加藤 勲
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期
決算年月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
売上高 (百万円)	247,792	260,198	329,464	354,051	428,496	399,107
経常利益 (百万円)	19,702	20,526	26,999	34,302	22,533	23,408
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	12,617	13,773	16,108	22,285	10,237	15,566
包括利益 (百万円)	10,839	25,069	31,882	45,754	1,822	6,256
純資産額 (百万円)	115,315	138,078	159,567	201,940	199,883	201,207
総資産額 (百万円)	212,343	244,725	317,528	355,837	343,467	342,812
1株当たり純資産額 (円)	569.39	685.10	834.68	1,058.94	1,045.02	1,053.28
1株当たり 当期純利益金額 (円)	66.55	72.65	84.96	117.40	53.93	82.01
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	84.56	110.91	50.88	77.41
自己資本比率 (%)	50.8	53.1	49.9	56.5	57.8	58.3
自己資本利益率 (%)	12.2	11.6	11.2	12.4	5.1	7.8
株価収益率 (倍)	14.1	21.7	23.9	24.7	46.8	28.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	10,239	14,295	6,393	10,720	18,301	37,971
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,563	△8,056	△13,735	△9,845	△8,706	△14,046
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,842	△2,955	27,646	△4,847	△12,764	△5,024
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	26,983	32,333	53,633	51,051	46,015	63,638
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (人)	5,906 [1,775]	5,937 [2,039]	6,585 [2,137]	7,484 [2,147]	7,263 [1,848]	7,864 [2,012]

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
2. 第58期および第59期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第61期より、連結決算日を3月31日から12月31日に変更しております。この変更に伴い、第61期につきましては、当社および従前の決算日が3月31日の連結子会社は9ヶ月間(平成26年4月1日から平成26年12月31日)、決算日が12月31日の連結子会社は12ヶ月間(平成26年1月1日から平成26年12月31日)を連結対象期間とした変則的な決算となっております。
4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期
決算年月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
売上高又は営業収益 (百万円)	70,262	57,327	24,398	19,052	28,504	26,589
経常利益 (百万円)	7,776	6,776	9,794	8,998	10,920	5,250
当期純利益 (百万円)	6,848	9,074	8,182	6,644	7,038	2,825
資本金 (百万円)	23,972	23,972	23,972	23,972	23,972	23,972
発行済株式総数 (千株)	199,962	199,962	199,962	199,962	199,962	199,962
純資産額 (百万円)	61,864	53,632	60,590	64,901	68,564	66,570
総資産額 (百万円)	115,476	95,680	134,539	139,568	141,227	153,489
1株当たり純資産額 (円)	326.30	282.89	319.12	341.72	360.71	349.74
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) (円)	12.00 (－)	12.00 (－)	17.00 (－)	23.50 (－)	23.50 (－)	23.50 (－)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	36.12	47.86	43.15	35.00	37.08	14.89
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	42.96	33.02	34.95	13.97
自己資本比率 (%)	53.6	56.1	45.0	46.5	48.5	43.3
自己資本利益率 (%)	11.6	15.7	14.3	10.6	10.6	4.2
株価収益率 (倍)	25.9	32.9	47.0	82.7	68.1	156.8
配当性向 (%)	33.2	25.1	39.4	67.1	63.4	157.8
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (人)	1,464 〔183〕	794 〔150〕	860 〔82〕	881 〔94〕	939 〔95〕	900 〔87〕

(注) 1. 売上高又は営業収益には、消費税等は含んでおりません。

2. 第58期および第59期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第61期につきましては、決算期変更により平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月間となっております。

2 【沿革】

当社は、昭和24年9月1日に鬼塚株式会社として設立いたしました。昭和33年7月5日に生産子会社のオニツカ株式会社を形式上の存続会社として、これに販売子会社の東京鬼塚株式会社とともに合併されました。その後オニツカ株式会社は、株式の額面金額を500円から50円に変更するため、昭和38年6月1日に当時休業中の中央産業株式会社(昭和18年5月27日設立、昭和38年6月1日オニツカ株式会社に商号変更)を存続会社としてこれに合併されました。さらに、商号変更後のオニツカ株式会社は、昭和52年7月21日を合併期日として、商号を株式会社アシックスに変更し、スポーツウエア・用具メーカーの株式会社ジィティオおよびスポーツウエアメーカーのジェレンク株式会社と合併し、一躍総合スポーツ用品メーカーとなり現在に至っております。

昭和24年3月	鬼塚商会発足
昭和24年9月	鬼塚商会を改組し、鬼塚株式会社(神戸市)を設立 スポーツシューズ専門メーカーを旨としてバスケットボールシューズほかスポーツシューズの開発・生産・販売開始
昭和28年5月	自家工場タイガーゴム工業所(神戸市)を開所
昭和30年8月	関東・東北地区の販売拠点として東京鬼塚株式会社(東京都)を設立
昭和32年6月	生産部門としてタイガーゴム工業所を改組し、オニツカ株式会社を設立
昭和33年7月	鬼塚株式会社、東京鬼塚株式会社をオニツカ株式会社に吸収合併、生産・販売を一体化し、東京鬼塚株式会社本社を東京支店と改称
昭和38年6月	額面変更のため、中央産業株式会社(昭和18年5月27日設立)へ、オニツカ株式会社を吸収合併、直ちに商号をオニツカ株式会社に變更
昭和39年2月	神戸証券取引所に上場
昭和39年4月	大阪証券取引所市場第二部に上場
昭和44年4月	スポーツシューズの生産工場として、鳥取オニツカ株式会社(のちに商号を山陰アシックス工業株式会社に變更)を設立
昭和47年5月	東京証券取引所市場第二部に上場
昭和49年6月	東京・大阪証券取引所市場第一部に指定
昭和50年8月	欧州市場開拓のためオニツカタイガー有限公司(のちに商号をアシックスドイツチュラントGmbHに變更)を設立
昭和52年7月	商号を株式会社アシックスに変更し、株式会社ジィティオおよびジェレンク株式会社と合併により、縫製7工場(福井、武生、若狭(のちに資本関係消滅)、山口(のちに清算)、北九州、大牟田、宮崎)およびジェレンクU. S. A. , Inc. (のちに商号をアシックススポーツオブアメリカINC. に變更)などを引継ぐ
昭和55年10月	スポーツシューズの生産工場として、鳥取アシックス工業株式会社(のちに商号を山陰アシックス工業株式会社に變更し、山陰アシックス工業株式会社(消滅会社)および島根アシックス工業株式会社(消滅会社)と合併)を設立
昭和56年7月	アシックススポーツオブアメリカINC. を廃し、米国市場開拓の新拠点としてアシックスタイガーコーポレーション(のちに商号をアシックスアメリカコーポレーションに変更)を設立
昭和57年8月	物流コストの合理化をはかるため、アシックス物流株式会社を設立
昭和60年7月	神戸ポートアイランド(神戸市)に新本社社屋建設、本店を移転
昭和60年11月	科学的基礎研究体制強化のため、スポーツ工学研究所を設置
昭和61年7月	オーストラリア市場開拓のため、アシックスタイガーオセアニアPTY. LTD. (のちに商号をアシックスオセアニアPTY. LTD. に變更)を設立
平成2年3月	欧州における販売強化のため、アシックスフランスS. A. (のちに組織變更しアシックスフランスS. A. S)を設立
平成2年4月	研究開発・人材育成の新たな拠点として、アシックススポーツ工学研究所・人財開発センター(神戸市・のちにアシックスR&Dセンターに改称)竣工
平成3年5月	欧州における販売強化のため、オランダにアシックスベネルクスB. V. を設立
平成3年6月	欧州における販売強化のため、アシックスイタリアS. p. A. を設立
平成4年3月	欧州における販売強化のため、英国にアシックスUKリミテッドを設立
平成6年9月	スポーツシューズおよびスポーツウエアの生産工場として、中華人民共和国に江蘇愛世克私有限公司を設立(のちにスポーツシューズの製造を協力工場に移管)
平成6年12月	欧州における販売体制強化のため、欧州の統括会社としてオランダにアシックスヨーロッパB. V. を設立

平成9年7月	北海道地区・中部地区における販売体制合理化のため、同地区における販売業務をそれぞれアシックス北海道販売株式会社(旧商号 株式会社アジア)・アシックス中部販売株式会社(旧商号 ワタモリ株式会社)に集約
平成10年10月	生産体制合理化のため、宮崎アシックス工業株式会社を存続会社として、北九州アシックス工業株式会社、大牟田アシックス工業株式会社を合併、商号をアシックスアパレル工業株式会社に変更
平成12年12月	アシックスR&Dセンター(のちにアシックススポーツ工学研究所に改称)で環境マネジメントシステムの国際標準規格「ISO14001」の認証を取得
平成13年10月	ウォーキング事業における意思決定の迅速化と小売業のノウハウの蓄積をはかるため、アシックス歩人館株式会社を設立
平成14年3月	本社で環境マネジメントシステムの国際標準規格「ISO14001」の認証を取得
平成14年7月	東北地区における販売体制合理化のため、アシックス東北販売株式会社を設立
平成14年10月	スクールスポーツウェア事業の効率的な運営を図るため、アシックスデポルテ株式会社を合併
平成15年4月	欧州における販売体制強化のため、アシックスヨーロッパB.V.を存続会社として、アシックスベネルクスB.V.を合併
平成17年4月	生産体制合理化のため、福井アシックス工業株式会社を存続会社として、武生アシックス工業株式会社を合併
平成17年12月	台湾における販売体制強化のため、台灣亞瑟士運動用品股份有限公司(のちに商号を台灣亞瑟士股份有限公司に変更)を設立
平成18年1月	九州地区における販売体制強化のため、アシックス九州販売株式会社を設立し、九州地区における販売業務を集約
平成18年2月	中国における販売体制強化のため、愛世克私(上海)商貿有限公司(のちに商号を亞瑟士(中国)商貿有限公司に変更)を設立
平成18年4月	国内における販売体制強化のため、アシックス歩人館株式会社を存続会社として、株式会社アシックススポーツビーイングを合併し、商号を株式会社アシックススポーツビーイング(のちに清算)に変更
平成19年3月	兵庫県尼崎市に関西支社社屋建設、大阪支社を移転し関西支社に改称するとともに、同日付で東京支社を関東支社に改称
平成19年9月	経営資源の効率化・役割の棲み分けによる商品力の強化、生産性の向上などを目的として持分法適用関連会社であったアシックス商事株式会社およびその子会社を連結子会社化
平成19年11月	北関東・中四国地区における販売体制の強化・合理化のためアシックス関越販売株式会社、アシックス中四国販売株式会社を設立
平成19年11月	韓国における販売の強化・拡大のため、アシックススポーツコーポレーション(のちに商号をアシックス 코리아 コーポレーションに変更)を設立
平成19年11月	東欧における販売体制強化のため、ポーランドにアシックスポルスカSp. zo. o. を設立
平成20年6月	東欧における販売体制強化のため、ロシアにアシックスロシアを設立
平成21年4月	オニツカタイガーブランドの商品企画強化のため、株式会社O Tプランニング(のちに清算)を設立
平成21年7月	当社の企業博物館であるアシックススポーツミュージアムを開館
平成21年8月	北欧における販売体制強化のため、アシックススカンジナビアAS(のちに商号をアシックスノルウェーASに変更)およびその子会社を連結子会社化
平成22年4月	関東支社を東京支社に改称
平成22年8月	グローバル規模でのアウトドア事業の強化拡大のため、スウェーデンに本社を置くホグロフスホールディングABおよびその子会社を連結子会社化
平成22年8月	北米地域における販売体制強化のため、現地代理店であるAgence Québec Plus Ltée(のちに商号をアシックスカナダコーポレーションに変更)を連結子会社化
平成23年4月	スポーツアパレル等の事業の開発・生産管理体制の強化のため、香港に「亞瑟士香港服装有限公司」を設立
平成24年1月	東京都中央区に東京支社を移転
平成24年5月	南アジアにおける販売体制強化のため、インドにアシックスインディアPRIVATE LIMITEDを設立
平成24年5月	東南アジアにおける販売体制強化のため、シンガポールにアシックスアジアPTE. LTD. を設立
平成24年9月	国内におけるマーケティング・販売機能の強化・拡大のため、アシックスジャパン株式会社を設立

平成25年 1 月	グローバル市場の動向を見据えた経営管理と競争力の源泉である商品開発力の強化のため、世界本社機能と日本事業を分離、日本事業については、アシックスジャパン株式会社およびアシックススポーツ販売株式会社に吸収分割、アシックススポーツ販売株式会社を存続会社として、アシックス北海道販売株式会社、アシックス東北販売株式会社、アシックス関越販売株式会社、アシックス中部販売株式会社、アシックス中四国販売株式会社およびアシックス九州販売株式会社を合併するとともに、商号をアシックス販売株式会社に変更、当社の東京支社および関西支社を廃止
平成25年 7 月	メキシコにおける販売体制強化のため、アシックススポーツメキシコS. A. de C. V. を設立
平成26年 1 月	南アフリカにおける販売体制強化のため、アシックスサウスアフリカ (PTY) LTD を設立
平成26年 3 月	経営資源の集中、商品イノベーション、管理、マーケティング等の協業等を通じての成長速度の加速、競争基盤の拡充を目的として、公開買付けおよび株式交換により、アシックス商事株式会社およびその子会社を完全子会社化
平成26年10月	国内アパレル生産体制の合理化のため、福井アシックス工業株式会社を存続会社として、アシックスアパレル工業株式会社を合併し、商号をアシックスアパレル工業株式会社に変更
平成27年10月	国内物流業務の合理化のため、アシックス物流株式会社の全株式を丸紅ロジスティクス株式会社に譲渡
平成27年11月	ホグロフスグループの経営合理化のため、ホグロフススカンジナビアABが、ホグロフスホールディングABを吸収合併し、商号をホグロフスABに変更
平成27年12月	中東地域における販売体制強化のため、アシックスミドルイーストホールディングB. V. を設立
平成28年 1 月	国内事業の構造改革のため、アシックスジャパン株式会社が、アシックス販売株式会社およびホグロフスジャパン株式会社を吸収合併
平成28年 1 月	国内アパレル生産体制の合理化のため、アシックスアパレル工業株式会社が、大牟田工場の全事業を会社分割によって新設会社である帝人フロンティアアパレル工業株式会社に承継
平成28年 3 月	デジタルマーケティング技術によるDTC(Direct to Consumer)戦略の強化のため、アメリカに本社を置くフィットネスキーパー, Inc. の全株式を取得し、連結子会社化
平成28年 4 月	東南アジアにおける販売体制強化のため、アシックス(タイランド)COMPANY LIMITEDを設立
平成28年 5 月	中東地域における販売体制強化のため、アシックスミドルイーストトレーディングLLCを設立
平成28年10月	南米地域における販売体制強化のため、アシックスチリSpAを設立
平成28年11月	南米地域における販売体制強化のため、アシックスペルーS. R. L. を設立
平成28年11月	ベンチャー企業への出資、事業開発推進のため、アシックス・ベンチャーズ株式会社を設立

3 【事業の内容】

当社グループは、当社および子会社54社で構成され、スポーツシューズ類、スポーツウエア類、スポーツ用具類などスポーツ用品等の製造販売を主な事業内容としております。

《日本地域》

子会社であるアシックスジャパン(株)を通じて、当社ブランド製品を販売しております。また、当社ブランド製品を取引先より直接購入し、当社にロイヤルティを支払っております。

子会社であるアシックス商事(株)は、各地域の子会社へ当社ブランド製品の仲介貿易を行っており、また、自社企画・開発製品の販売を行っております。加えて、一部の当社ブランド製品の販売に伴い、当社にロイヤルティを支払っております。

《米州地域》

子会社であるアシックスアメリカコーポレーションなどを通じて、当社ブランド製品を販売しております。また、当社ブランド製品を取引先より直接購入し、当社にロイヤルティを支払っております。

《欧州地域》

子会社であるアシックスヨーロッパB.V. などを通じて、当社ブランド製品を販売しております。また、当社ブランド製品を取引先より直接購入し、当社にロイヤルティを支払っております。

《オセアニア／東南・南アジア地域》

子会社であるアシックスオセアニアPTY. LTD. およびアシックスアジアPTE. LTD. などを通じて、当社ブランド製品を販売しております。また、当社ブランド製品を取引先より直接購入し、当社にロイヤルティを支払っております。

《東アジア地域》

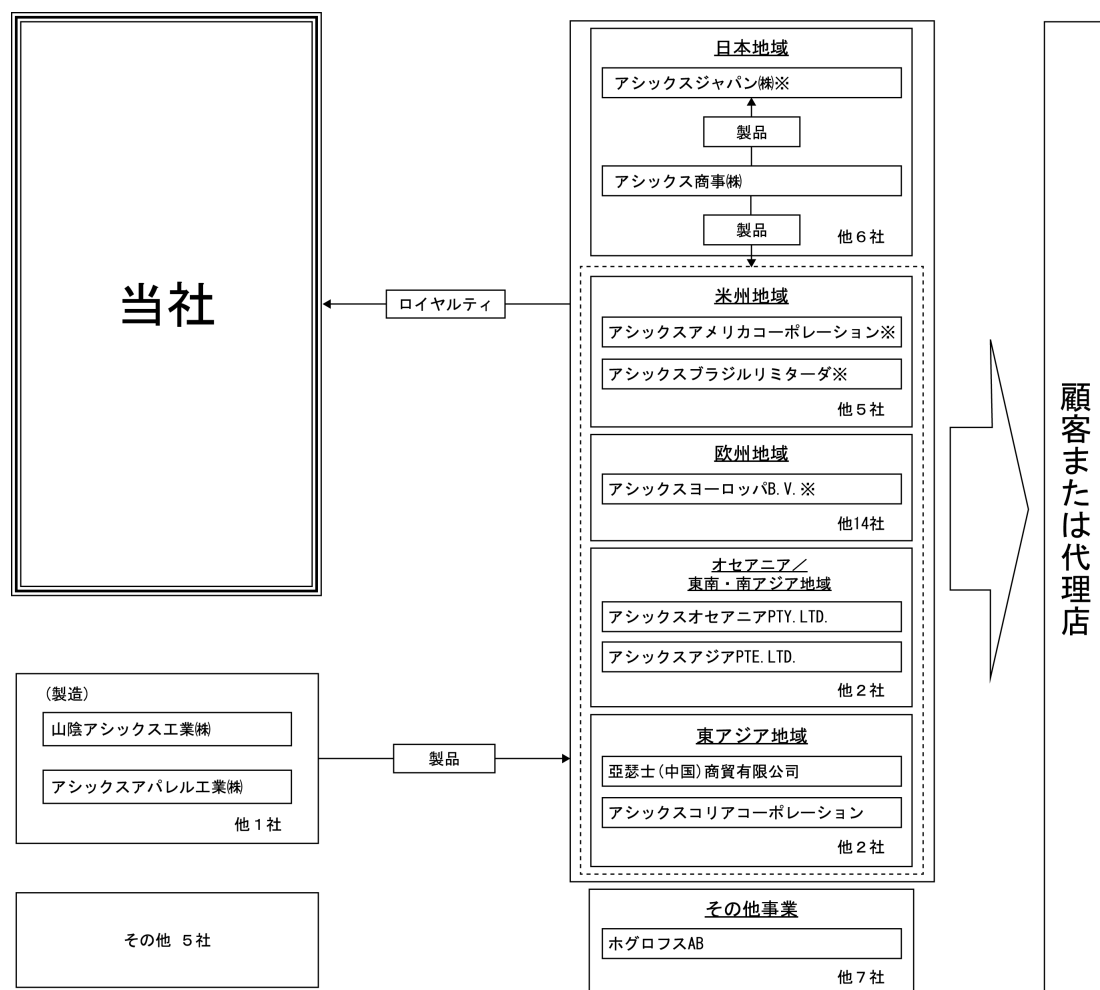
子会社である亞瑟士(中国)商貿有限公司およびアシックスコリアコーポレーションなどを通じて、当社ブランド製品を販売しております。また、当社ブランド製品を取引先より直接購入し、当社にロイヤルティを支払っております。

《その他事業》

子会社であるホグロフスABなどは、ホグロフスブランドのアウトドア用品の製造および販売を行っております。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

事業の系統図の概略は次のとおりであります。



※特定子会社

- (注) 1. 当社は、販売子会社から、ロイヤルティを受取っております。またアシックス商事㈱から、一部の当社ブランド製品の販売に伴い、ロイヤルティを受取っております。
2. アシックスジャパン㈱は、平成28年1月1日付で、アシックス販売㈱およびホグロフスジャパン㈱を吸収合併いたしました。

4 【関係会社の状況】

(連結子会社)

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 又は被所有割合 (%)	関係内容
アシックスジャパン(株) ※1※2※3	東京都江東区	90	スポーツ用品等の販売および日本の子会社の統括	100	日本において、当社とのライセンス契約に基づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。 役員の兼任等：兼任1名
アシックスアメリカコーポレーション ※1※4	California, U. S. A.	千米ドル 123, 000	スポーツ用品等の販売および米州の子会社の統括	100 (100)	米州において、当社とのライセンス契約に基づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。なお、当社より債務保証を受けております。 役員の兼任等：無し
アシックスブラジルリミターダ※1	Sao Paulo, BRASIL	千レアル 195, 000	スポーツ用品等の販売	100 (99. 9)	ブラジルにおいて、当社ブランドのスポーツ用品等を販売しております。また、米州の統括会社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。 役員の兼任等：無し
アシックスヨーロッパB. V. ※1	Hoofddorp, NETHERLANDS	千ユーロ 45, 020	スポーツ用品等の販売および欧州の子会社の統括	100	欧州において、当社とのライセンス契約に基づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。 また、欧州地区の当社グループのロイヤルティ等を統括しております。 役員の兼任等：兼任2名
アシックスオセアニアPTY. LTD.	Eastern Creek, AUSTRALIA	千豪ドル 2, 000	スポーツ用品等の販売	100	オーストラリアにおいて、当社とのライセンス契約に基づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。 役員の兼任等：無し
アシックスアジアPTE. LTD.	Singapore, SINGAPORE	千シンガポールドル 20, 000	スポーツ用品等の販売	65	シンガポールにおいて、当社とのライセンス契約に基づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。 役員の兼任等：無し
アシックスコリアコーポレーション	ソウル市, 韓国	百万ウォン 9, 759	スポーツ用品等の販売	100	韓国において、当社とのライセンス契約に基づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。 役員の兼任等：兼任1名
亞瑟士(中国)商貿有限公司	上海市, 中国	千元 96, 228	スポーツ用品等の販売	100 (100)	中国において、当社とのライセンス契約に基づき、当社ブランドのスポーツ用品等を販売し、当社に対して当社ブランドの使用等によるロイヤルティを支払っております。 役員の兼任等：兼任1名

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 又は被所有割合 (%)	関係内容
ホグロフスAB	Järfälla, SWEDEN	千スウェーデン クロナ 5,000	アウトドア用品の製造および販売	100	ホグロフスブランドのアウトドア用品の製造および販売を行っております。 役員の兼任等：兼任1名
山陰アシックス工業㈱	鳥取県境港市	90	スポーツシューズ等の製造	100	スポーツシューズ等を製造しております。 役員の兼任等：兼任2名
アシックスアパレル工業㈱	福井県越前市	90	スポーツウェア等の製造	100	スポーツウェア等を製造しております。 役員の兼任等：兼任1名
その他40社	—	—	—	—	—

(注) 1. 当社グループは、「日本地域」、「米州地域」、「欧州地域」、「オセアニア/東南・南アジア地域」、「東アジア地域」および「その他事業」の6つを報告セグメントとしております。したがって、主要な事業の内容は、セグメントの名称ではありません。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

3. ※1：特定子会社に該当いたします。

4. ※2：アシックスジャパン株式会社につきましては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	82,645百万円
	(2) 経常利益	3,697百万円
	(3) 当期純損益	4,366百万円
	(4) 純資産額	19,233百万円
	(5) 総資産額	41,266百万円

5. ※3：アシックスジャパン株式会社は、平成28年1月1日付で、アシックス販売株式会社およびホグロフスジャパン株式会社を吸収合併いたしました。

6. ※4：アシックスアメリカコーポレーションにつきましては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	100,005百万円
	(2) 経常利益	542百万円
	(3) 当期純損益	339百万円
	(4) 純資産額	43,809百万円
	(5) 総資産額	75,118百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年12月31日現在

セグメントの区分	従業員数(人)	
日本地域	1,596	[1,114]
米州地域	1,757	[286]
欧州地域	1,406	[224]
オセアニア/東南・南アジア地域	266	[117]
東アジア地域	887	[61]
その他事業	166	[9]
全社(共通)等	1,786	[201]
合計	7,864	[2,012]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 従業員数の主な増加要因は、東アジア地域、米州地域および欧州地域などにおいて直営店等の新規出店を行ったことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成28年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
900 [87]	39.2	12.6	7,008,187

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
 3. セグメントは「全社(共通)等」であります。

(3) 労働組合の状況

当社は、アシックスユニオンが結成されており、上部団体U Aゼンセン同盟に加入しております。また、一部の子会社において、それぞれ個別に労働組合が結成されております。

なお、労使関係につきましては、とくに記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるスポーツ用品業界は、健康志向によるスポーツへの関心の高まりや、日常でのスポーツ用品利用の拡大を背景に、堅調に推移しました。

このような情勢のもと、当社グループは、中期経営計画「ASICS Growth Plan (AGP)2020」に基づき、グローバルレベルでの事業のさらなる躍進に向けて、始動しました。

ランニングでは、ブランド価値の向上を目指しました。当社史上最軽量かつ優れたクッション性を有するミッドソール素材「FlyteFoam」を搭載したランニングシューズ「DynaFlyte」を市場投入しました。また、同商品はアメリカのランニング専門誌「COMPETITOR MAGAZINE」の「2016年ベストデビュー賞」を受賞しました。さらに、ランニングをライフスタイルに取り入れ楽しむファンランナーに向けて、機能性とデザイン性を融合させたランニングシューズ「fuzeX」を市場投入しました。加えて、東京をはじめとする世界各地のマラソン大会への協賛や、ヨーロッパの最高峰・モンブラン山周辺のコースで競うトレイルランニングイベント「ASICS BEAT THE SUN 2016」を主催しました。

トレーニングでは、顧客基盤の拡大を図りました。アメリカやブラジルなどではアクティブな女性たちをターゲットとしたフィットネスイベントを行いました。加えて、フィットネスクラブやトレーニングジムなどで使える軽量でやわらかい女性向けフィットネスシューズコレクションを販売しました。

コアパフォーマンススポーツでは、ブランド価値向上に努めました。2016年からの5年間、国際バレーボール連盟とオフィシャルサポーター契約を結びました。また、JOC・JPCゴールドパートナー（スポーツ用品）として、第31回オリンピック競技大会(2016/リオデジャネイロ)・リオ2016パラリンピック競技大会では、日本代表選手団への商品提供・サポートを行いました。また、オランダ、ウルグアイの代表選手団など全競技で23チームへの商品提供・サポートを行いました。テニスでは高機能テニスシューズ「GEL-SOLUTION SPEED 3」を市場投入しました。マーケティング活動の一環として「チャイナオープン」への協賛を行いました。

ライフスタイルでは、アシックスタイガーとオニツカタイガーのブランド認知、価値向上に努めました。アシックスタイガーブランドでは、常に進化を追求するスポーツライフスタイルブランドを表現するためブランドロゴとカラーを刷新し、ブランドの世界観の発信拠点として、世界初の直営店を大阪にオープンしました。オニツカタイガーブランドでは、オニツカタイガーストライプの50周年を記念したキャンペーンをグローバルで展開したのに加え、韓国に旗艦店をオープンしました。

アシックスブランドにおいても、直営店の拡大を通じて、お客様とのつながりを強化し、売上拡大に努めました。お客様のブランド体験をさらに高められるよう、アプリケーションと連動するデジタルモニターが設置され、フィットネス施設が併設された新コンセプトの直営店をベルギーにオープンしました。アシックスグループブランドの直営店舗数は、全世界で867店となりました。

また、女性や若年層を中心とした新たなお客様の取り込み強化を図るとともに、お客様との直接的なコミュニケーションの加速化を目指し、フィットネス・トラッキング・アプリ「Runkeeper」を全世界で運用する米国FitnessKeeper, Inc.を買収しました。さらに、デジタル技術を通してお客様のスポーツライフを充実させるべく「グローバルデジタル統括部」を新設し、その開発拠点をボストンに置きました。加えて、イノベーションの創出をさらに加速させるため、投資子会社として、アシックス・ベンチャーズ株式会社を設立しました。

その他、南米地域、中東地域、アジア地域における販売・ブランド強化を目的とし、ペルー、チリ、アラブ首長国連邦、タイにそれぞれ現地法人を設立しました。

国内事業では、販売強化、意思決定の迅速化による収益性の改善を目指し、アシックスジャパン株式会社は、その子会社であるアシックス販売株式会社を吸収合併しました。また、スポーツ振興を通じた地域・社会貢献やブランドの価値向上などを目的とし、学校法人早稲田大学と、組織的連携に関する基本協定を締結し、オリジナル商品などを揃えた「アシックスキャンパスストア早稲田」をオープンしました。また、国内外のスポーツイベントにあわせて店舗外観や商品構成が変化する提案型直営店舗「アシックスステーションストア品川」をオープンしました。加えて、お客様との直接的なコミュニケーションを重視したマーケティング活動を目的として、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と包括的業務提携を行いました。

JOC・JPCゴールドパートナー（スポーツ用品）としての活動では、全ゴールドパートナー15社合同でJR山手線にて「リオ2016オリンピック・パラリンピック がんばれ！ニッポン！㊦号」を運行させ、日本代表選手団を応援しました。

また、ダイバーシティの社内浸透、女性社員のキャリア意識向上を目的に、経営陣のパネルディスカッション「マネジメントの考えるダイバーシティ」や、女性社員向けのキャリア研修を開催しました。

さらに、ニューヨークシティマラソンに向けたチャリティ活動「アシックスエクストラマイルキャンペーン」として、NPOの「Girls on the Run」にシューズを寄贈しました。加えて、国内では、東日本大震災の復興支援を継続するとともに、熊本地震に対する支援活動も行いました。

また、当社は、その企業活動が評価され、インターブランド社の「Japan's Best Global Brands 2016」において、過去最高順位の17位に選定されました。さらに、世界の代表的な社会的責任投資指標である「FTSE 4 Good Global Index」の対象銘柄に初めて選定されたのに加え、同じく代表的指標「Dow Jones Sustainability Indices」の「Asia/Pacific Index」対象銘柄に2年連続で選定されました。

当連結会計年度における売上高は399,107百万円と前年同期間比6.9%の減収となりました。このうち国内売上高は、スポーツウエアが低調であったものの、ランニングシューズ、オニツカタイガーシューズおよびアシックスタイガーシューズなどが好調に推移したため、101,560百万円と前年同期間比0.3%の増収となりました。海外売上高は、ランニングシューズについては、東アジア地域およびオセアニア/東南・南アジア地域で好調に推移したほか、欧州地域についても堅調でした。オニツカタイガーシューズについても東アジア地域を中心に堅調でした。また、アシックスタイガーシューズについては欧州地域を中心に好調でした。しかしながら、米国が低調であったこと、大幅な円高の影響などにより、297,546百万円と前年同期間比9.1%の減収となりました。

売上総利益は為替換算レートの影響などもあり176,543百万円と前年同期間比3.1%の減益、販売費及び一般管理費は、広告宣伝費の減少および為替換算レートの影響などにより、151,070百万円と前年同期間比2.3%の減少となりました。その結果、営業利益は25,472百万円と前年同期間比7.2%の減益となりましたが、経常利益につきましては為替差損の減少などにより23,408百万円と前年同期間比3.9%の増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期間に国内事業の構造改革のための一時的な損失を計上したことなどにより、15,566百万円と前年同期間比52.1%の増益となりました。

報告セグメント別の業績は、次のとおりであります。

① 日本地域

日本地域におきましては、売上高はランニングシューズ、オニツカタイガーシューズおよびアシックスタイガーシューズが好調であったものの、内部取引である仲介貿易の減少などにより119,989百万円（前年同期間比2.3%減）となりました。セグメント利益につきましては、国内事業の構造改革の一環として、収益性の低い商品群の縮小・撤退および組織構造のスリム化を推進した結果、6,281百万円（前年同期間比174.2%増）となりました。

② 米州地域

米州地域におきましては、米国における小売市場の変化と競争の激化などの影響に加え、為替換算レートの影響により、売上高は112,913百万円（前年同期間比17.0%減、前年度の為替換算レートを適用した場合9.0%減）となり、セグメント利益につきましては広告宣伝費などの経費削減に努めたものの、862百万円（前年同期間比42.5%減、前年度の為替換算レートを適用した場合36.3%減）となりました。

③ 欧州地域

欧州地域におきましては、ランニングシューズが引き続き堅調に推移したほか、アシックスタイガーシューズが好調でしたが、為替換算レートの影響により、売上高は107,601百万円（前年同期間比7.3%減、前年度の為替換算レートを適用した場合2.8%増）となりました。セグメント利益につきましては売上総利益率の改善などにより11,309百万円（前年同期間比3.4%増、前年度の為替換算レートを適用した場合14.6%増）となりました。

④ オセアニア/東南・南アジア地域

オセアニア/東南・南アジア地域におきましては、引き続きランニングシューズが好調であったため、売上高は24,039百万円（前年同期間比7.0%増、前年度の為替換算レートを適用した場合19.2%増）となりました。セグメント利益につきましては増収効果により3,630百万円（前年同期間比1.6%増、前年度の為替換算レートを適用した場合13.1%増）となりました。

⑤ 東アジア地域

東アジア地域におきましては、特に中国子会社で引き続きランニングシューズおよびオニツカタイガーシューズなどが好調であったことにより、売上高は43,474百万円(前年同期間比3.6%増、前年度の為替換算レートを適用した場合18.4%増)となりました。セグメント利益につきましては増収効果により4,997百万円(前年同期間比7.6%増、前年度の為替換算レートを適用した場合24.2%増)となりました。

⑥ その他事業

その他事業におきましては、ホグロフスブランドのアウトドアシューズが好調であったものの、アウトドアウェアなどが低調であったことおよび為替換算レートの影響により、売上高は9,163百万円(前年同期間比18.0%減、前年度の為替換算レートを適用した場合8.3%減)となり、セグメント損失は421百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにおきましては、当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、63,638百万円と前連結会計年度末比17,623百万円増加しました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は37,971百万円となり、前年同期間比19,670百万円の収入増加となりました。

収入の主な内訳は、税金等調整前当期純利益22,133百万円、減価償却費8,354百万円、たな卸資産の減少額6,235百万円、支出の主な内訳は、法人税等の支払額6,179百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は14,046百万円となり、前年同期間比5,339百万円の支出増加となりました。

収入の主な内訳は、定期預金の払戻による収入6,132百万円、支出の主な内訳は、当社がFitnessKeeper, Inc. の全株式を取得したことによる支出9,700百万円、有形固定資産の取得による支出5,315百万円、無形固定資産の取得による支出3,855百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は5,024百万円となり、前年同期間比7,739百万円の支出減少となりました。

収入の主な内訳は、社債の発行による収入19,909百万円、支出の主な内訳は、社債の償還による支出11,000百万円、短期借入金の純減少額5,317百万円、配当金の支払額4,455百万円、長期借入金の返済による支出2,820百万円であります。

キャッシュ・フロー指標のトレンド

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
自己資本比率(%)	53.1	49.9	56.5	57.8	58.3
時価ベースの自己資本比率(%)	122.1	121.3	154.4	139.5	129.3
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	2.8	6.8	4.2	2.1	1.0
インタレスト・カバレッジ・レシオ	21.0	8.9	15.0	18.8	48.5

(注) 自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー／利払い

1. 各指標はいずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

2. 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。

3. 営業キャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いにつきましては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

4. 平成26年12月期は、決算期変更に伴い9ヶ月間の変則決算となっておりますので、キャッシュ・フロー対有利子負債比率およびインタレスト・カバレッジ・レシオは9ヶ月間の営業キャッシュ・フローおよび利払いに対する数値を記載しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、製品の種類、性質、製造方法および販売市場等の類似性から判断して、同種・同系列のスポーツ用品等を製造販売しているため、生産および販売の状況についての記載を省略しております。また、受注状況につきましても、受注生産を行っている割合が僅少であるため記載を省略しております。なお、報告セグメント別の売上高につきましては、「第2 「事業の状況」 1. 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、目まぐるしく変化するグローバルの経営環境よりもさらに迅速に自ら変革し、成長するための中期経営計画「ASICS Growth Plan (AGP) 2020」に基づき、以下のとおり取り組みます。

① 事業領域（ビジネスドメイン）

- ・アスレチックスポーツ事業領域
- ・スポーツライフスタイル事業領域
- ・健康快適事業領域

② コア戦略

(i) DTCマインドへの転換

- ・商品企画から販売まですべてのプロセスを、お客様と直接的なコミュニケーションが可能なDTC起点に転換する

(ii) 顧客基盤の拡大

- ・新たなお客様(女性、若者、新興国)を理解し、開拓する
- ・従来のスポーツシーンだけでなく、ライフスタイルシーンでも選ばれるブランドになる

(iii) 一貫したブランディング

- ・全世界で一貫したブランドをお客様へ伝え、情緒的なつながりを深める

(iv) 差別化されたイノベーションの創出

- ・お客様のライフスタイルや体験に大きな変化をもたらす革新的な商品・サービス・プロセスを創出する

(v) デジタルを通じたスポーツライフの充実

- ・デジタルの力を活用し、お客様がスポーツから得る充実感を高める

(vi) 卓越したオペレーションの追求

- ・従来の業務プロセスを変革し、データに基づいた意思決定により収益性を高め、持続的な成長を実現する
- ・開發生産体制を変革し、社会と環境の持続可能な発展を支える

(vii) 個人とチームの成長

- ・お客様に期待を上回る価値を届けるため、個人およびチームの能力を高める

③ カテゴリー戦略

(i) ランニング

- ・イノベーションを起こし続け、ランナーそれぞれの目標や憧れを実現し、幅広い層のランナーの心をつかむ
- ・世界各地で市場シェア2位以上を目指す

(ii) トレーニング

- ・ランニングで培った知見やブランド力を活用し、イノベーションを通じてお客様のトレーニングに対するモチベーションの向上に貢献し、多様なお客様の心をつかむ

(iii) コアパフォーマンススポーツ

- ・グローバル戦略カテゴリーのイノベーションに集中し、スポーツファンの心をつかむ
- ・リージョナルカテゴリーの価値を最大限に活かし、ビジネスを効率化しながらブランドの価値を向上させる

(iv) ライフスタイル

- ・日本発のスポーツブランドとして、当社が築いてきたヘリテージをコアとする
- ・トレンドの先端を担い高感度な若者の心をつかむ
- ・アシックスタイガーとオニツカタイガーの両ブランドを通してASICSストライプの認知とイメージを高める

(v) アウトドア(ホグロフス)

- ・アウトドアの進化をリードし、グローバルのプレミアムアウトドアブランドとして規模を拡大する

(vi) 健康快適

- ・スポーツで培った知的技術を用いた独自の商品・サービスで、人々の健康維持・増進や安全・安心をサポートする
- ・将来的なグローバル展開を視野に入れて、日本でビジネスを拡大、成長させる本社機能の強化および各地域戦略

④ 本社機能の強化および各地域戦略

(i) 本社機能の強化

- ・各機能別組織をグローバルで統括し、機能別の戦略立案と意思決定を主導する
- ・グローバルで迅速かつ透明性を持ったレポート体制を構築し、グループ全体のガバナンスとリスク管理を徹底する
- ・グループ全体で成功事例と失敗事例の共有を推進する

(ii) 地域戦略

- ・日本、米州、EMEA、中華圏、韓国、オセアニア、東南アジア・南アジアの7極に分け、各地域でAGP2020の目標達成のため戦略を実行する

会社の支配に関する基本方針について

① 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者による当社株式の大規模な買付行為等に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。

一方で、当社および当社グループは、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を基本として、スポーツを核とした事業領域で当社が長年つちかってきた「技術」、「製品」、「ブランド」に対する信頼こそが強みであり、これを維持し促進することが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると考えます。従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、これらに関する十分な情報や理解がなくては、将来実現することのできる当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性があり、不適切であると考えます。

② 当社の状況および企業価値向上に向けた取り組み

当社は、1949年に、スポーツを通じて青少年の健全な育成に貢献することを願い鬼塚商会として創業以来、「健全な身体に健全な精神があれかし」を創業哲学とし、「スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する」ことを理念に、お客様の求めるものを徹底的に追求し、世界のスポーツをする選手、スポーツを愛するすべての人々や健康を願う方々の役に立つよう、技術とものづくりに対するこだわりを持ち続けてまいりました。

1977年に、同業2社との合併を機に、この創業哲学のラテン語「Anima Sana In Corpore Sano」の頭文字から社名を株式会社アシックス（ASICS）へ変更し、社業の発展に努めてまいりました。

当社は、2016年から2020年度までの中期経営計画「ASICS Growth Plan (AGP) 2020」に基づき、3つの事業領域である①アスレチックスポーツ事業領域、②スポーツライフスタイル事業領域および③健康快適事業領域において、当社グループ共通の7つのコア戦略を遂行し、事業の拡大・強化に取り組んでおります。

また、当社グループは、コーポレートガバナンス基本方針を制定し、企業価値を継続的に高め、株主の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーからさらに信頼される会社となるために、スピードある透明性の高い経営を実現するためのコーポレートガバナンスを目指し、その中で、経営管理体制の整備を行うとともに、企業経営に関する監督および監査機能・内部統制の充実、コンプライアンスの徹底、経営活動の透明性の向上などに努め、株主の視点を経営に反映させることを心がけております。

- ③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成29年3月29日開催の定時株主総会において、当社株式の大規模な買付行為への対応方針の一部を改定して3年間継続することを決定いたしました（以下、改定後の当社株式の大規模な買付行為への対応方針を「本対応方針」といいます。）。

本対応方針の概要は次のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付者による情報提供及び大規模買付行為に対する取締役会の意見の公表に関する合理的なルールに従って大規模買付行為が行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に資すると考え、事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定いたしました。

大規模買付ルールの概要は次のとおりです。

- (i) 大規模買付者には、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を書面で提供していただきます。当社取締役会は、取締役会による評価、検討、意見形成等のため必要かつ十分な本必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、直ちにその旨大規模買付者に通知するとともに、速やかに当社株主の皆様に公表します。なお、大規模買付者からの情報提供の迅速化と当社取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間は意向表明書の受領から最長60日としております
- (ii) 当社取締役会は、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了したと公表した日の翌日から、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を設定します。取締役会評価期間の終了までに、取締役会が評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案をなしえないときは、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、合理的な範囲内において取締役会評価期間を延長することができるものとしますが、その場合でも取締役会評価期間は最長120日までとします。なお、取締役会評価期間を延長する場合は、延長する理由、延長期間等を開示いたします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の助言および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動を含め、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめて決議し公表します。

次に大規模買付行為がなされた場合の対応方針の概要は次のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動要件を満たすときを除き、当社株主の皆様に対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

当社取締役会は、大規模買付ルールを遵守しなかった場合のほか、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、株主総会において株主の皆様に承認を得たうえで、当社株主の皆様の利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として、無償割当てによる新株予約権を発行することができるとします。なお、当社取締役会が当該判断を行う場合には、外部専門家等および当社監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、当社取締役会は、対抗措置を発動するに際し、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を招集し、対抗措置に関する当社株主の皆様の意思を確認するものとします。かかる株主意思確認のための株主総会において、出席株主の議決権の過半数の賛同が得られなければ、対抗措置の発動は行いません。その場合、大規模買付者は、当社株主の皆様の意思を確認し、対抗措置の発動・不発動が決定されるまで、大規模買付行為は開始できないものとします。

- ④ 上記取り組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

まず、本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に沿って、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

次に、本対応方針は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、株主総会において株主の皆様の承認を得たうえで、対抗措置が発動されるように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

また、本対応方針における対抗措置の発動等に際しては、独立社外取締役または独立社外監査役によって組織された独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。また、その判断の概要については当社株主の皆様には情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応方針の公正・透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

最後に、本対応方針は、株主総会における当社株主の皆様の承認を条件に継続されるものであり、その継続について当社株主の皆様の意向が反映されることとなっております。また、本対応方針継続後、その後の株主総会において本対応方針の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応方針も当該決議に従い変更又は廃止されることになります。

さらに、当社取締役の任期は1年間となっており、毎年の取締役選任手続を通じて本対応方針の継続、廃止または変更の是非の判断に当社株主の皆様の意向が反映されます。

これらの措置により、本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業、業績および株価等に影響を及ぼす可能性のあるリスクにつきましては、主として以下を認識しています。記載内容のうち将来に関する事項につきましては、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

なお、当社は、リスクマネジメント委員会を設け、定期的に経営戦略に伴うリスクの洗い出し・分析・評価を行い、リスク対応策を講じることで全社的なリスクを低減し、危機の発生を回避、もしくは危機発生時の損失を最小化しています。もし、危機を認知した場合は、クライシスマネジメント規程に定められた方針に則り、速やかに対応いたします。

(1) グローバルでの事業拡大に伴う、バリューチェーンにおけるリスク

当社グループは、世界5極体制でグローバルな事業展開をしており、更なる市場拡大を目指しています。生産につきましても、OEM生産を手掛ける多くの海外工場と協力して、中国および東南アジアなど各地域での生産拡大を進めています。

グローバルでの事業拡大には、バリューチェーンである調達、生産、販売において、以下に掲げるリスクが内在しており、経営戦略や業績に影響を及ぼす可能性があります。

① 環境・CSRに関するリスク

- a. 当社は、委託生産工場に対し、各国および国際的な労働基準を遵守し労働者に公正で安全な労働環境を提供するよう厳しく要求しています。しかし、当社の委託工場が、人権NGOから労働基準の非遵守を指摘された場合、事実関係に関わらず、当社グループの企業イメージを損なうリスクがあります。
- b. 当社は、製品および製造工程の有害・制限化学物質管理を進めていますが、原材料や工程で有害・制限化学物質の非遵守使用があった場合、業績や企業イメージに悪影響を及ぼすリスクがあります。

② 当社はグローバルで販売チャネルの管理を強化していますが、リテーラーやディストリビューターの経営破たんや債務不履行があった場合、業績に影響を及ぼすリスクがあります。

(2) 為替レートの変動に伴うリスク

当社グループは、グローバルで製品の製造販売を行っております。各地域における現地通貨建の財務諸表を円換算して連結財務諸表を作成しており、換算時の為替レートにより、もとの現地通貨の価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値に影響が出る可能性があります。製品仕入につきましては大部分を米ドル建で行っており、米ドルに対する他通貨の為替レートの変動などに伴う製造原価の上昇などにより、財政状態および経営成績及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、実需の範囲内で短期および長期の為替予約取引により、為替変動リスクを低減していますが、必ずしも為替リスクを完全に回避するものではありません。

(3) 情報セキュリティに関するリスク

当社グループは、情報セキュリティの強化を進め、個人情報や営業秘密等の情報管理に努めています。しかし、高度化するサイバー攻撃などにより、これらの情報が万一漏洩・流出した場合には、お客様などからの損害賠償請求、信用の失墜および売り上げの機会損失等により、財政状態および経営成績及ぼす可能性があります。

(4) 知的財産権に関するリスク

当社は、国内外において、多くの特許権・商標権等の知的財産権を所有しております。知的財産権に関する侵害事件の発生など、商品開発への悪影響やブランドイメージの低下等を招く可能性があります。

知的財産権に関する侵害訴訟は解決までに相当な時間と費用を要し、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 製造物責任に関するリスク

当社グループは、厳密な品質基準を設けて生産および仕入れを行っております。製造物責任賠償保険に加入しておりますが、すべての賠償額を保険でカバーできるという保証はありません。製造物責任問題発生による社会的評価、企業イメージの低下は、当社製品に対する消費者の購買意欲を減少させる可能性があります。これらの事象は財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 大規模自然災害に関するリスク

想定外の自然災害、政治経済状況の変化、法律・規制の変更、テロ・戦争・その他社会情勢の混乱などが、財政状態および経営成績及ぼすリスクがあります。

特に、グループ全体の経営管理機能を集約している本社が所在する兵庫県神戸市で大規模自然災害が発生した場合、財政状態および経営成績及ぼす可能性があります。なお、当社は、大規模自然災害が本社地域に発生した場合に適用する「事業継続計画(BCP)」を策定しております。

5 【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発は、経営の基本方針である機能性豊かで質の高いスポーツ用品を提供していくことを基礎とし、蓄積されたスポーツテクノロジーに基づき、スポーツシューズ類、スポーツウエア類およびスポーツ用具類の分野において、各統括部門および各関係会社が新製品の開発を担当し、スポーツ工学研究所が材料開発、機能設計、製品の機能評価などを通じて、各統括部門および各関係会社の新製品開発の支援業務を行っております。

当連結会計年度の研究開発費の総額は3,676百万円（前年同期間比15.1%増）となっております。なお、当社グループの行っている研究開発活動は各セグメントに共通するものであり、各セグメントに関連づけて記載しておりません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

記載内容のうち将来に関する事項につきましては、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計上の見積り

当社グループの連結財務諸表は、日本において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

連結財務諸表作成にあたり、当社グループが採用している会計方針において使用されている重要な会計上の見積りおよび前提条件は、以下のとおりであります。

① 貸倒引当金

当社グループは、支払実績および信用情報等を査定して販売先に対して与信限度額を設定しており、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額につきましては貸倒引当金を計上しております。

販売先の財務状況および支払能力に重要な変動が生じた場合、これらの貸倒引当金の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

② たな卸資産

当社グループは、たな卸資産の貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により計上しております。

将来の市場環境に重要な変動が生じた場合、これらたな卸資産の評価額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③ 投資の評価

主として当社は、余資の運用および長期的な取引関係の観点から株式等を所有しております。当社は、投資価値の下落が一時的でないと判断した場合に株式等の減損処理を実施しております。すなわち、時価のある「その他有価証券」につきましては期末時価が帳簿価格を30%以上下回った場合に、また、時価のない「その他有価証券」につきましては評価対象となる純資産額が帳簿価格を50%以上下回った場合に減損処理を実施しております。

将来の株式市場の動向、投資先の業績動向によりこれら投資の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

④ 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産の計上にあたり、今後の事業計画および将来減算(加算)一時差異の解消スケジュール等を基にいわゆるタックス・プランニングを検討し、将来の課税所得等の予測を行っております。その結果将来実現が困難と判断される繰延税金資産については、評価性引当額を計上しております。

将来の業績および課税所得実績の変動により、繰延税金資産の計上に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 退職給付費用および債務

当社の従業員退職給付費用および債務は、年金数理計算上で設定される前提条件に基づいて計上しております。この前提条件には、割引率、将来の報酬水準、退職率が含まれており、退職給付債務を計算する際に用いる数理上の前提の変更、年金制度の変更による未認識の過去勤務費用の発生等により、退職給付費用および債務の算定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 減損損失

主として当社は、収益性の低下や時価の下落といった兆候の見られる固定資産につきましては、減損損失の認識の判定を行い、必要に応じて減損処理を実施しております。

将来の収益性の低下や時価の下落等により、これら固定資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

経営成績の分析につきましては、「第2 「事業の状況」 1. 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

(3) 資本の財源および資金の流動性についての分析

① 資金調達について

当社グループは、事業活動を行うための資金の調達に際して低コストで安定的な資金の確保を重視しております。当連結会計年度末の有利子負債は67,908百万円であります。

なお、資金効率の向上と金融費用の削減、ならびに財務面のグループガバナンス強化を目的として、グローバル・キャッシュ・マネジメント・システム（グローバルCMS）を平成28年3月より金融機関と構築しており、グローバルCMS参加グループ会社を一体とみなして資金の預入および借入を行っております。これに伴い、従来当社から行っておりました一部子会社への貸付けを解消いたしました。当該グローバルCMSにおいて、預入金および借入金の相殺表示を行うためのすべての要件を満たしているため、相殺表示を行っております。なお、当連結会計年度末の相殺金額は15,273百万円であります。

また、平成28年12月に、社債償還資金、長期借入金返済資金ならびに当社グループにおける運転資金等に充当するため、第1回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）を発行し、20,000百万円を調達いたしました。当該社債は平成28年11月に関東財務局長に提出した2年間有効の500億円の社債発行登録書を基に発行しております。本発行登録は、「AGP2020」達成に向けた更なる成長への投資に備え、資金調達手段の一層の多様化・安定化を企図しております。

② 財政状態について

当連結会計年度末の財政状態といたしましては、総資産342,812百万円（前連結会計年度末比0.2%減）、負債の部合計141,604百万円（前連結会計年度末比1.4%減）、純資産の部合計201,207百万円（前連結会計年度末比0.7%増）でした。

流動資産は、現金及び預金が増加したものの、たな卸資産、売上債権および短期デリバティブ資産の減少などによるその他の資産の減少により、251,185百万円（前連結会計年度末比3.7%減）となりました。

固定資産は、当社がFitnessKeeper, Inc. の全株式を取得したことによるのれんの増加などにより、91,626百万円（前連結会計年度末比10.9%増）となりました。

流動負債は、短期借入金、仕入債務および償還期限が1年以内となった社債の返済などによるその他の負債の減少により、68,047百万円（前連結会計年度末比18.3%減）となりました。

固定負債は、無担保社債の発行などにより、73,557百万円（前連結会計年度末比22.0%増）となりました。

株主資本は、利益剰余金の増加により、185,316百万円（前連結会計年度末比6.4%増）となりました。

その他の包括利益累計額は、為替換算調整勘定および繰延ヘッジ損益の減少などにより、14,620百万円（前連結会計年度末比39.4%減）となりました。

③ キャッシュ・フローについて

キャッシュ・フローの詳細な状況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」の欄に記載のとおりです。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループでは、経営資源を成長分野に重点投入することを基本としており、主に製品の機能向上、品質向上のほか合理化、省力化のための投資および自主管理売場拡大のための投資を行っております。当連結会計年度の設備投資額は9,910百万円でした。

日本地域における投資額は287百万円で、このうち主なものは、Eコマース事業等にかかるソフトウェアおよび経常的な設備の更新であります。

米州地域における投資額は1,797百万円で、このうち主なものは、直営店の新規出店および配送センター拡張工事であります。

欧州地域における投資額は1,289百万円で、このうち主なものは、直営店の新規出店および経常的な設備の更新であります。

オセアニア／東南・南アジア地域における投資額は300百万円で、このうち主なものは、直営店の新規出店および経常的な設備の更新であります。

東アジア地域における投資額は411百万円で、このうち主なものは、直営店の新規出店であります。

その他事業における投資額は147百万円であります。

全社(共通)等における投資額は5,676百万円で、このうち主なものは、グローバルな事業展開を支援する基幹システム導入、自社工場の増改築およびEコマース事業にかかるソフトウェア等であります。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成28年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント 区分	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	合計	
本社 (兵庫県神戸市中央区)	全社(共通)等	統括業務施設 ほか	2,600	0	174	946 (6,615)	179	3,902	640
アシックスジャパン(株) 本社 (東京都江東区)	日本地域	販売業務施設	3,353	—	89	1,215 (2,732)	14	4,672	24

(注) 従業員数は、当該事業所に勤務している提出会社の従業員を記載しております。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

平成28年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント 区分	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員 数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	合計	
アシックスアメリカ コーポレーション	パイヘリア配送 センター (米国ミシシッピ州)	米州地域	物流倉庫	4	—	2,306	—	4,034	6,345	120

(注) 1. 金額には、消費税等は含んでおりません。
2. 上記帳簿価額には、建設仮勘定を含んでおりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設の計画

当社グループでは、グローバルな事業展開を支援する基幹システム開発と主要拠点への導入を予定しております。平成26年10月に着手し、平成30年度完了を予定しておりますが、総額は未定であります（既支払額3,605百万円）。

なお、上記計画にかかる所要資金の一部は2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債発行による発行手取金を充当する予定です。

また、米州地域において、平成26年6月に着工しておりましたアシックスアメリカコーポレーションの配送センター拡張部分が、第2四半期連結会計期間から稼働しております。

(2) 重要な設備の除却等の計画

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	790,000,000
計	790,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年3月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	199,962,991	199,962,991	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	199,962,991	199,962,991	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成25年6月21日の定時株主総会決議および平成25年7月19日の取締役会決議に基づく第1回新株予約権

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	290	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成28年8月7日から 平成55年8月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,708 資本組入額 854	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)3	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告します。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者が当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失したときは、任期満了による退任その他当社が認める正当な事由により当該地位を喪失した場合であって、喪失した日の翌日から5年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権の行使期間内に限ります。
- (2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。
- (3) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前ににおいて残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1. に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)2. に準じて決定します。

平成26年7月18日の取締役会決議に基づく第2回新株予約権

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	251	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,100(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成29年8月9日から 平成56年8月8日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,136 資本組入額 1,068	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)3	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告します。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者が当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失したときは、任期満了による退任その他当社が認める正当な事由により当該地位を喪失した場合であって、喪失した日の翌日から5年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権の行使期間内に限ります。
- (2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。
- (3) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1. に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)2. に準じて決定します。

平成27年4月7日の取締役会決議に基づく第3回新株予約権

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	220	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成30年5月13日から 平成57年5月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,009 資本組入額 1,505	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)3	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告します。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注) 1. に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注) 2. に準じて決定します。

平成28年4月22日の取締役会決議に基づく第4回新株予約権

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	859	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	85,900(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成31年5月18日から 平成58年5月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,179 資本組入額 1,090	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)3	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とします。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告します。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注) 1. に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注) 2. に準じて決定します。

② 新株予約権付社債

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりです。

平成26年2月13日の取締役会決議に基づく2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(平成26年3月3日発行)

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	3,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,012,407(注)1	11,048,096(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,724.2(注)2	2,715.4(注)2
新株予約権の行使期間	平成26年3月17日から 平成31年2月15日まで (行使請求受付場所現地時間) (注)3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,724.2 資本組入額 1,363 (注)4	発行価格 2,715.4 資本組入額 1,358 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型 新株予約権付社債に付された ものであり、本社債からの分 離譲渡はできない。	同左
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際し ては、当該本新株予約権に係 る本社債を出資するものと し、当該本社債の価額は、そ の額面金額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)6	同左
新株予約権付社債の残高(百万円)	30,065	30,060

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数100株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を(注)2. 記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (イ)転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(ロ)転換価額の調整条項に該当したため、平成29年1月1日以降2,724.2円から2,715.4円に調整されている。

3. ①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成31年2月15日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通知の翌日から取得期日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
5. (イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。
(ロ) 2018年11月30日（但し、当日を除く。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期（1暦年を3ヶ月に区切った期間をいう。以下、本(ロ)において同じ。）の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（但し、2018年10月1日に開始する四半期に関しては、2018年11月29日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①及び②の期間は適用されない。
 - ① 当社が、本新株予約権付社債権者に対して、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）
 - ② 当社が組織再編等を行うにあたり、(注)3. 記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日（同日を含む。）から当該組織再編等の効力発生日（同日を含む。）までの期間なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。
6. (イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
 - ① 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は(注)2. と同様の調整に服する。(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- (ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、(注)3. に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(注)5.(ロ)と同様の制限を受ける。
- ⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得
承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を当社による新株予約権付社債の取得と同様に取得することができる。
- ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑨ 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- ⑩ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項がないため記載しておりません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項がないため記載しておりません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年2月25日	△14,000	199,962	—	23,972	—	6,000

(注) 「発行済株式総数増減数」は、自己株式の消却による発行済株式総数の減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成28年12月31日現在

平成28年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	63	30	261	520	23	21,967	22,864	—
所有株式数（単元）	—	703,008	19,788	160,612	793,748	111	320,437	1,997,704	192,591
所有株式数の割合（％）	—	35.19	0.99	8.04	39.73	0.01	16.04	100	—

(注) 1. 自己株式10,139,476株は、「個人その他」に101,394単元、「単元未満株式の状況」に76株含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、20単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	9,779	4.89
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	7,858	3.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,049	3.53
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	6,607	3.30
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	5,928	2.96
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6 日本生命証券管理部内	5,679	2.84
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5-5	5,568	2.78
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505325 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	3,505	1.75
株式会社みなと銀行	神戸市中央区三宮町2丁目1-1	3,358	1.68
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	3,015	1.51
計	—	58,350	29.18

(注) 1. 当社は、自己株式10,139千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の持株数のうち投資信託・年金信託設定分は8,311千株であります。

3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の持株数のうち投資信託・年金信託設定分は3,802千株であります。

4. 大量保有報告書またはその変更報告書により、次のとおり株式を所有している旨の公衆縦覧がなされておりますが、当社として当事業年度末日時点における実質所有株式数が確認できないため、上記大株主の状況には含めておりません。

平成27年1月30日現在(報告日：平成27年2月6日)		
氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシー	11,711	5.86

平成27年5月25日現在(報告日：平成27年6月1日)		
氏名又は名称(共同保有者)	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,858	3.93
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,830	2.42
三菱UFJ投信株式会社	476	0.24
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	241	0.12

平成27年12月15日現在(報告日：平成27年12月21日)		
氏名又は名称(共同保有者)	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	5,014	2.51
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	237	0.12
日興アセットマネジメント株式会社	5,910	2.96

平成28年10月14日現在(報告日：平成28年10月21日)		
氏名又は名称(共同保有者)	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	5,568	2.77
みずほ証券 株式会社	538	0.27
アセットマネジメントOne株式会社	7,247	3.61
みずほインターナショナル (Mizuho International plc)	0	0.00

平成28年10月31日現在(報告日：平成28年11月8日)		
氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	3,424	1.68
NOMURA INTERNATIONAL PLC	356	0.18
野村アセットマネジメント株式会社	6,701	3.35

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,139,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 189,631,000	1,896,310	—
単元未満株式	普通株式 192,591	—	—
発行済株式総数	199,962,991	—	—
総株主の議決権	—	1,896,310	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数20個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社アシックス	神戸市中央区港島中町7 丁目1番1	10,139,400	—	10,139,400	5.07
計	—	10,139,400	—	10,139,400	5.07

(9) 【ストックオプション制度の内容】

(平成25年6月21日開催の定時株主総会および平成25年7月19日開催の取締役会において決議されたもの)

当該制度は、平成25年6月21日開催の定時株主総会および平成25年7月19日開催の取締役会において、当社取締役(社外取締役を除く)および当社執行役員(所得税法上の居住者のみ)に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることを決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年6月21日、平成25年7月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 7名 当社執行役員(所得税法上の居住者のみ) 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成26年7月18日開催の取締役会において決議されたもの)

当該制度は、平成26年7月18日開催の取締役会において、当社取締役(社外取締役を除く)および当社執行役員(所得税法上の居住者のみ)に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることを決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年7月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 7名 当社執行役員(所得税法上の居住者のみ) 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成27年4月7日開催の取締役会において決議されたもの)

当該制度は、平成27年4月7日開催の取締役会において、当社および子会社の取締役(社外取締役を除く)および従業員に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることを決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年4月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 5名 当社従業員 6名 子会社取締役 3名 子会社従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成28年4月22日開催の取締役会において決議されたもの)

当該制度は、平成28年4月22日開催の取締役会において、当社および子会社の取締役(社外取締役を除く)および従業員に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることを決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成28年4月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く) 4名 当社従業員 7名 子会社取締役 2名 子会社従業員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項がないため記載しておりません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項がないため記載しておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,641	3,490,705
当期間における取得自己株式	180	399,810

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(単元未満株式の売渡請求による売渡)	37	79,190	—	—
その他(新株予約権の権利行使)	5,700	4,202,235	—	—
保有自己株式数	10,139,476	—	10,139,656	—

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、平成29年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡しによる株式および新株予約権の権利行使による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成29年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りおよび売渡しによる株式および新株予約権の権利行使による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社の配当方針につきましては、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識し、配当につきましては、収益状況に応じて行うことを基本とし、企業体質の強化と今後の事業展開等も勘案して実施することを基本に、特別な要素を除いて、連結当期純利益の概ね20%を配当原資とすることを基本方針としております。

当社は、「取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。」旨定款に定めておりますが、当面、配当金は年1回期末に、定時株主総会に上程し決議を得て行うこととしております。

当期の期末配当につきましては、1株につき23円50銭と決定しました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成29年3月29日 定時株主総会決議	4,460	23.5

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期	第63期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
最高(円)	1,268	1,710	2,130	3,135	4,000	2,562
最低(円)	769	775	1,322	1,823	2,452	1,578

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部の取引によっております。

2. 第61期は、決算期変更により平成26年4月1日から平成26年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年7月	平成28年8月	平成28年9月	平成28年10月	平成28年11月	平成28年12月
最高(円)	1,969	2,205	2,165	2,302	2,496	2,540
最低(円)	1,578	1,771	1,997	2,030	2,088	2,312

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部の取引によっております。

5 【役員の状況】

男性12名 女性1名（役員のうち女性の比率7.69%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 会長兼 社長CEO		尾山 基	昭和26年2月2日生	昭和49年4月 日商岩井株式会社(現双日株式会 社)入社(昭和56年12月退社) 昭和57年1月 当社入社 平成9年1月 当社第一事業本部ウォーキング事 業部長 平成13年7月 アシックスヨーロッパB. V. 代 表取締役社長 平成16年6月 当社取締役・マーケティング統括 部長兼アシックスヨーロッパB. V. 代表取締役社長 平成17年4月 当社取締役・海外担当兼マーケテ ィング統括部長兼マーケティング 部長兼アシックスヨーロッパB. V. 代表取締役会長兼CEO 平成18年7月 当社常務取締役・海外担当兼マー ケティング統括部長兼アシックス ヨーロッパB. V. 代表取締役会 長兼CEO 平成19年8月 当社常務取締役・海外担当兼経営 企画室担当兼マーケティング統括 部長兼アシックスヨーロッパB. V. 代表取締役会長兼CEO 平成20年4月 当社代表取締役社長 平成23年4月 当社代表取締役社長CEO 平成29年3月 代表取締役会長兼社長CEO、現 在に至る	(注)4	383
取締役常務 執行役員		加藤 克巳	昭和33年12月29日生	昭和56年4月 当社入社 平成20年4月 アシックスヨーロッパB. V. 代 表取締役社長 平成22年4月 当社執行役員・グローバル事業室 長 平成24年6月 当社取締役執行役員・グローバル セールス・マーケティング統括部 長 平成26年4月 当社取締役常務執行役員・グロー バルセールス統括室長兼2020東京 オリンピック・パラリンピック室 長補佐 平成29年1月 当社取締役常務執行役員、現在に 至る	(注)4	180
取締役常務 執行役員		加藤 勲	昭和38年2月25日生	平成元年2月 当社入社 平成25年4月 当社執行役員・グローバル経理財 務統括部長兼経理財務部長 平成25年6月 当社取締役執行役員・グローバル 経理財務統括部長兼経理財務部長 平成28年1月 当社取締役常務執行役員・経営企 画室長 平成29年1月 当社取締役常務執行役員、現在に 至る	(注)4	88

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 執行役員		西前 学	昭和29年8月13日生	昭和52年4月 本田技研工業株式会社入社 平成11年4月 同社北米本部アメリカホンダモーターインコーポレーテッド副社長 平成14年6月 同社取締役・汎用事業本部長 平成15年4月 同社取締役・日本営業本部副本部長兼営業統括部長 平成20年4月 同社執行役員・北米本部ホンダカナダインコーポレーテッド社長 平成22年4月 同社常務執行役員・欧州・C I S・中近東・アフリカ担当 平成23年4月 同社常務執行役員・欧州・中近東・アフリカ本部長兼ホンダモーターヨーロッパ社長(平成26年6月退任) 平成26年12月 当社顧問 平成27年4月 アシックスジャパン株式会社取締役 平成27年10月 当社執行役員・アシックスジャパン株式会社代表取締役社長兼アシックス販売株式会社代表取締役社長 平成28年3月 当社取締役執行役員・アシックスジャパン株式会社代表取締役社長、現在に至る 重要な兼職の状況 アシックスジャパン株式会社代表取締役社長	(注) 4	6
取締役 執行役員	スポーツ工学 研究所長	西脇 剛史	昭和39年2月27日生	昭和62年4月 当社入社 平成21年4月 当社スポーツ工学研究所機能研究部長 平成22年4月 当社スポーツ工学研究所副所長兼機能研究部長 平成24年4月 当社スポーツ工学研究所長 平成26年4月 当社執行役員・スポーツ工学研究所長兼グローバルフットウェア統括部副統括部長(技術開発担当) 平成28年1月 当社執行役員・スポーツ工学研究所長兼グローバルフットウェア開発生産統括部副統括部長(技術開発担当) 平成29年1月 当社執行役員・スポーツ工学研究所長兼グローバルパフォーマンスランニングフットウェア統括部副統括部長兼グローバルイージーランニング&トレーニングフットウェア統括部副統括部長兼グローバルコアパフォーマンススポーツフットウェア統括部副統括部長 平成29年3月 当社取締役執行役員・スポーツ工学研究所長、現在に至る	(注) 4	94

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役		田中 克郎	昭和20年6月5日生	昭和45年4月 弁護士登録 平成2年10月 T M I 総合法律事務所開設 代表 パートナー(現任) 平成23年4月 東京大学大学院法学政治学研究科 客員教授(平成25年9月退任) 平成24年6月 株式会社鹿児島銀行監査役(社 外)(平成27年9月退任) 平成25年6月 当社取締役(社外)(現任) 平成27年10月 株式会社九州フィナンシャルグル ープ監査役(社外)、現在に至る 重要な兼職の状況 弁護士 (T M I 総合法律事務所 代表パートナー) 株式会社九州フィナンシャルグループ監査役 (社外)	(注) 4	14
取締役		梶原 謙治	昭和24年1月14日生	昭和46年4月 住友商事株式会社入社 平成6年2月 英国住友商社会社営業第一部長 平成10年7月 米国住友商社会社ヒューストン支 店長 平成11年4月 住友商事株式会社理事・米国住友 商社会社ヒューストン支店長 平成12年5月 同社理事・米国住友商社会社副社 長兼C O O 兼事業開発部門長 平成15年4月 同社執行役員・消費流通事業本部 長 平成17年4月 同社執行役員・ライフスタイル・ リテイル事業本部長 平成18年4月 同社常務執行役員・中部ブロック 長 平成21年4月 同社専務執行役員・中国総代表兼 中国住友商事グループC E O 兼北 京事務所長兼中国住友商社会社社 長 平成24年4月 同社顧問(平成27年6月退任) 平成26年6月 当社取締役(社外)、現在に至る	(注) 4	22
取締役		花井 健	昭和29年10月16日生	昭和52年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会 社みずほ銀行)入行 平成18年3月 株式会社みずほコーポレート銀行 (現株式会社みずほ銀行)常務執行 役員・アジア・オセアニア地域統 括役員 平成19年6月 同行常務執行役員・日本瑞穂実業 銀行(中国)有限公司董事長・みず ほ中国総代表 平成20年4月 同行常務執行役員・営業統括役員 平成21年4月 同行理事(平成21年4月退任) 平成21年5月 楽天株式会社常務執行役員 平成22年3月 同社取締役常務執行役員(平成23 年7月退任) 平成23年8月 興和不動産株式会社(現新日鉄興 和不動産株式会社)顧問 (平成27年6月退任) 平成24年7月 株式会社コーポレイトディレクシ ョン顧問(現任) 平成25年6月 株式会社ネクスト監査役(社 外)(現任) 平成26年6月 当社取締役(社外)(現任) 平成26年6月 株式会社丸運取締役(社外)(現任) 平成27年6月 日本精線株式会社取締役(社外)、 現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社ネクスト監査役(社外) 株式会社丸運取締役(社外) 日本精線株式会社取締役(社外)	(注) 4	31

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役		柏木 斉	昭和32年9月6日生	昭和56年4月 株式会社日本リクルートセンター (現株式会社リクルートホールディングス)入社 平成6年4月 株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス)財務部長 平成9年6月 同社取締役 平成13年6月 同社取締役兼常務執行役員 平成15年4月 同社代表取締役兼常務執行役員(COO) 平成15年6月 同社代表取締役社長兼COO 平成16年4月 同社代表取締役社長兼CEO 平成24年4月 同社取締役相談役(平成26年6月退任) 平成24年12月 サントリー食品インターナショナル株式会社取締役(社外)(平成27年3月退任) 平成27年8月 当社顧問 平成28年3月 当社取締役(社外)(現任) 平成28年5月 株式会社松屋取締役(社外)、現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社松屋取締役(社外)	(注) 4	6
常勤監査役		井上 忠史	昭和31年5月6日生	昭和54年4月 当社入社 平成16年10月 アシックスオセアニアPTY. LTD. 代表取締役社長 平成21年4月 当社管理統括部法務部長 平成21年10月 当社アジア・パシフィック統括室長 平成22年4月 当社執行役員・アジア・パシフィック統括室長 平成23年10月 当社管理統括部知的財産部長 平成28年1月 当社監査役室長 平成28年3月 当社常勤監査役、現在に至る	(注) 5	88
監査役		宮川 圭治	昭和33年11月5日生	昭和57年4月 日本貿易振興会(現日本貿易振興機構)入会 昭和63年7月 バンカース・トラスト銀行(現ドイツ証券株式会社)入行 平成11年7月 ドイツ証券株式会社M&A部門統括責任者 平成18年10月 同社投資銀行部門副会長(平成20年11月退任) 平成21年9月 リンカーン・インターナショナル株式会社社会長(現任) 平成24年6月 当社監査役(社外) 平成25年6月 当社取締役(社外) 平成28年3月 当社監査役、現在に至る 重要な兼職の状況 リンカーン・インターナショナル株式会社社会長	(注) 5	20

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
監査役		三原 秀章	昭和37年9月13日生	昭和62年11月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所(平成8年9月退所) 平成3年8月 公認会計士登録 平成8年7月 税理士登録 平成8年10月 公認会計士三原秀章事務所開設 平成20年6月 当社監査役(社外)(現任) 平成28年6月 アズワン株式会社監査役(社外)、現在に至る 重要な兼職の状況 公認会計士、税理士 (公認会計士三原秀章事務所) アズワン株式会社監査役(社外)	(注) 5	74
監査役		三屋 裕子	昭和33年7月29日生	昭和56年4月 株式会社日立製作所入社(昭和59年8月退社) 平成2年4月 筑波大学非常勤講師(平成19年3月退任) 平成16年6月 株式会社シャルレ代表取締役社長 平成18年6月 株式会社テン・アローズ(現株式会社シャルレ)取締役代表執行役社長(平成19年6月退任) 平成22年7月 株式会社サイファ代表取締役(現任) 平成26年6月 当社監査役(社外)(現任) 平成27年3月 藤田観光株式会社取締役(社外)(現任) 平成27年4月 株式会社パロマ取締役(社外)(現任) 平成28年6月 公益財団法人日本バスケットボール協会会長、現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社サイファ代表取締役 藤田観光株式会社取締役(社外) 株式会社パロマ取締役(社外) 公益財団法人日本バスケットボール協会会長	(注) 5	1
計						1,008

- (注) 1. 所有株式数は百株未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 取締役 田中克郎、梶原謙治、花井健および柏木齊は、社外取締役であります。
3. 監査役 三原秀章および三屋裕子は、社外監査役であります。
4. 取締役の任期は、平成29年3月29日開催の定時株主総会の終結の時から平成29年12月期に関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、平成28年3月25日開催の定時株主総会の終結の時から平成31年12月期に関する定時株主総会の終結の時までであります。

6. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (百株)
大西 寛文	昭和21年1月1日	昭和46年11月 等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 昭和50年3月 公認会計士登録 平成5年5月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)代表社員(平成22年12月退任) 平成13年6月 日本公認会計士協会近畿会会長 平成13年7月 日本公認会計士協会本部副会長 平成16年7月 日本公認会計士協会本部監事 平成18年4月 立命館大学大学院経営管理研究科教授(平成27年3月退任) 平成23年6月 積水化学工業株式会社監査役(社外)(平成27年6月退任) 平成27年6月 株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション取締役(社外)(現任) 平成28年3月 当社補欠監査役(社外)(現任) 平成28年6月 NCS&A株式会社監査役(社外)、現在に至る 重要な兼職の状況 公認会計士 株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション取締役(社外) NCS&A株式会社監査役(社外)	—

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

(i) 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社グループは、企業価値を継続的に高め、株主をはじめ、すべてのステークホルダーからさらに信頼される会社となるために、スピードある透明性の高い経営を実現するためのコーポレート・ガバナンスを目指し、その中で、経営管理体制の整備を行うとともに、企業経営に関する監督および監査機能・内部統制の充実、コンプライアンスの徹底、経営活動の透明性の向上などに努め、株主の視点を経営に反映させることを心がけております。

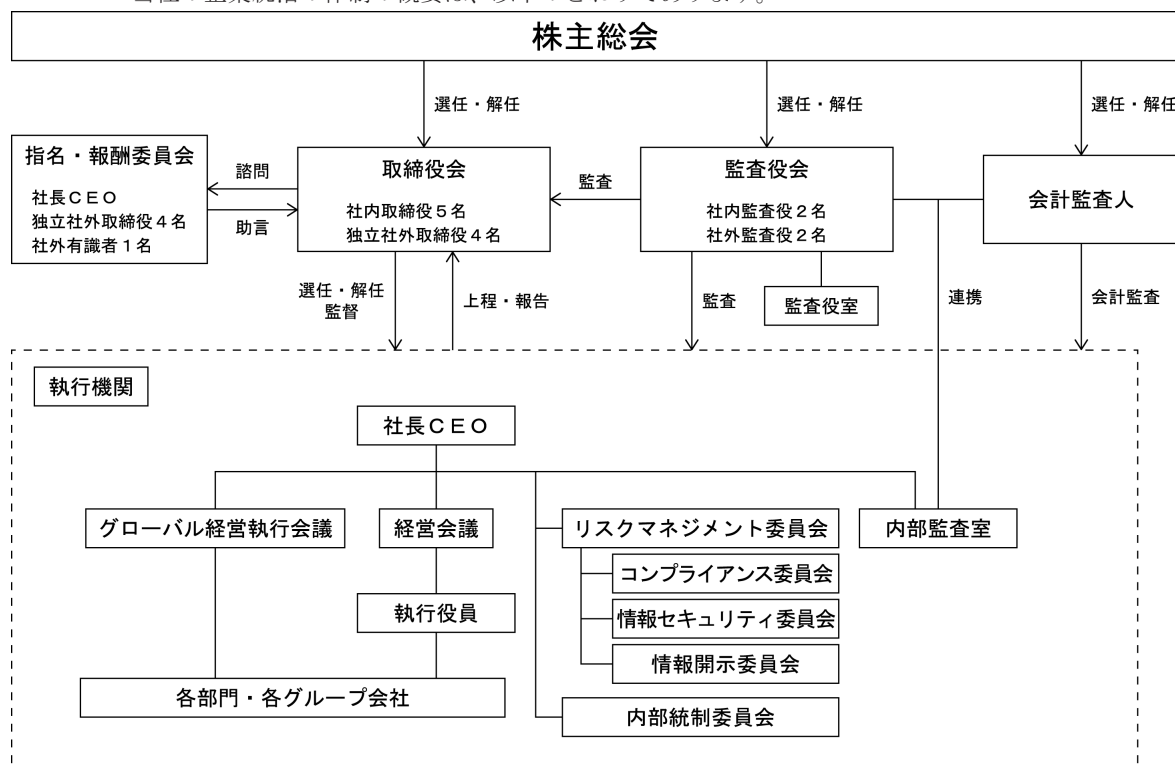
また、当社グループは、「アシックススピリット」に掲げた創業哲学、「健全な身体に健全な精神があれかしー”Anima Sana In Corpore Sano”」を基本に、ビジョン「Create Quality Lifestyle through Intelligent Sport Technology」スポーツでつちかった知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」の実現に向けて、以下の「アシックスの理念」をもって事業運営を行うことを企業活動の基本方針としております。

- ・スポーツを通して、すべてのお客様に価値ある製品・サービスを提供する
- ・私たちを取り巻く環境をまもり、世界の人々とその社会に貢献する
- ・健全なサービスによる利益を、アシックスを支えてくださる株主、地域社会、従業員に還元する
- ・個人の尊厳を尊重した自由で公正な規律あるアシックスを実現する

当社グループは、上記の基本方針を根底におき、主として遵法活動および企業倫理の観点から企業行動のあり方を、「アシックスCSR方針」に定めるとともに、これを役員および従業員一人ひとりの行動に具体化した「アシックスグローバル行動規範」およびグローバルポリシーを制定し、すべての人々から受け入れられ尊敬される企業行動のための基本としております。

当社は、複数名の独立社外取締役を含む独立性の高い取締役会を設置しております。また、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を選択し、独立性の高い監査役および監査役会が取締役の職務執行を監査すると同時に、事業規模拡大とグローバルレベルでの経営環境変化に対応するため、執行役員制度を導入し、経営のスピードアップと業務執行体制の強化を図っております。さらに、取締役および執行役員の指名ならびに報酬というコーポレートガバナンスの重要事項の決定の公正性および透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会の委員は、その過半数を独立社外取締役としております。

当社の企業統治の体制の概要は、以下のとおりであります。



(ii) 内部統制システムの整備の状況

取締役会は、取締役9名(うち4名は社外取締役)で構成し、取締役会が定める業務分掌規程、職務権限規程等において、また、担当業務の委嘱等により、責任者およびその責任、執行手続等を明確に制定し、代表取締役、各業務担当取締役および執行役員に業務執行を行わせております。

代表取締役、各業務担当取締役および執行役員は、取締役会において制定された中期経営計画および各事業年度の経営計画に基づき、全社的な目標設定を行うとともに各部門および各子会社の具体的目標を設定し、月次、四半期毎の業績管理を行っております。

取締役会は、毎月1回定例的に開催し、法定決議事項のほか当社グループの重要な経営方針、重要な業務執行に関する事項の決定を行うとともに、取締役および執行役員の業務執行状況の監督等を行っております。なお、各取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制にするため、取締役の任期を1年としております。

当社は、取締役会決議事項その他当社グループの経営に関する重要事項の事前審議を行い、取締役会の機能強化と経営の機動的な意思決定を行うため、社長CEO、取締役執行役員および社長CEOが指名した者を出席者とする経営会議を毎月2回定例的に開催しております。

また、当社は、事業規模拡大とグローバルレベルでの経営環境変化に対応するため、執行役員制度により、経営のスピードアップと業務執行体制の強化を行っております。なお、執行役員は13名(うち4名は取締役)であります。

当社は、監査役会設置会社であり、監査役4名のうち2名が社外監査役であります。

監査役は、取締役会・経営会議などの重要会議への出席および当社グループの役員および従業員との情報交換ならびに稟議書・報告書等の閲覧を通じて、当社グループ経営全般の状況を把握するなど、取締役の業務執行を監査しております。

また、監査役会を毎月開催し、各監査役相互の情報交換を行うとともに、取締役または取締役会より適宜報告を受けるなど、監査を実効的に行うことができる体制としております。

「アシックスCSR方針」、「アシックスグローバル行動規範」およびグローバルポリシーの徹底を図るため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスへの取り組みを総合的、横断的に統括するとともに、役員および従業員が適正な業務運営にあたるよう補佐し、研修等を通して教育、指導等を行なっております。

当社グループは、「グローバル内部通報方針」に基づき、当社グループを対象としたグローバル内部通報システムを置き、役員および従業員ならびにビジネスパートナーが「アシックスCSR方針」、「アシックスグローバル行動規範」およびグローバルポリシーを逸脱する行為を知ったり、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、通報窓口において、専用メール、電話、手紙などでの連絡・相談を受け付け、コンプライアンス委員会が事態の迅速な把握および是正を行うこととしております。なお、通報者に対しては不利益な取扱を行ないません。

また、当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持ちません。

(iii) リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、リスクマネジメント規程に基づき、リスクマネジメント委員会およびリスクマネジメントチームを設置し、定期的なリスクの特定・分析・評価を実施し、リスク対応を行っております。リスクマネジメント委員会は、ビジネス戦略に伴う、優先して対応すべきリスクを総括的に管理し、必要な経営資源が割当てられるようにしております。

当社グループの役員および従業員は、クライシスマネジメント規程に基づき、危機を認知した際には、同規程に定められた方法および経路で速やかに社長CEOへ報告を行ないます。社長CEOは、クライシスマネジメント規程にあらかじめ定められた危機レベルに応じて、危機対策本部の設置および危機対策本部長の任命を行ないます。危機対策本部長は、危機対策方針とコミュニケーション戦略等を決定し、対外交渉および公表を統括し、対策・改善策等の実施を指揮します。

内部監査室は、定期的にリスク管理状況の監査を行なっております。

(iv) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社グループ各社の業務執行の適正を確保し、グループの総合力の発揮と統制を行うため、当社取締役、執行役員または担当部門責任者等がグループ各社の取締役、監査役または各部門責任者等に就任しております。グループ各社の代表者は、当社の基準に準拠して各社が定めた職務権限規程に基づき、効率的に業務運営できる権限と責任を有しますが、当社が定める個別の重要な事項については当社に報告し、承認を得ることとしております。

グループ会社については、各社の経営計画の承認、グローバルレベルでのグループ全般の重要事項の決定と業務執行状況の報告を行うため、「グローバル経営執行会議」を定期的に開催しております。

内部監査室は、当社グループにおける内部監査を行い、当社グループの業務全般についての統制状況等の監査を実施し、社長ＣＥＯ、各担当取締役および監査役に直接報告を行なっております。

また、財務報告の適正性を確保するため、当社グループにおける財務報告に係る内部統制システムの整備、運用状況の定期的・継続的評価、維持向上の仕組みを構築することとしております。

(v) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)および一部の監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(vi) その他

・取締役の定数

当社の取締役は、12名以内とする旨定款に定めております。

・取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

・剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条1項各号に掲げる事項について、取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策および配当政策を可能とすることを目的とするものであります。

・株主総会の特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

・自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とすることを目的とするものであります。

・取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役および監査役が職務の遂行に当り期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

② 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査・内部統制部門として社長ＣＥＯ直轄の内部監査室（８名）を設置しております。

内部監査室は、単独であるいは監査役・会計監査人と連携して、コンプライアンスの状況等を監査し、社長ＣＥＯ、各取締役および監査役に直接報告を行うこととしております。

監査役および監査役会の職務を補助するため、監査役会の下に監査役室を設置しております。

監査役室は、監査役の指示に基づき、各部門および各子会社に対して、監査役監査に必要な情報の提供を求めることができることとしております。監査役室は、監査役の指示に基づき、内部監査室および子会社監査役との間の連絡・調整を行い、監査に関する情報共有を補助しております。

また、監査役室の従業員は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役の指揮命令を受けないこととし、当該従業員の人事異動、人事考課および懲戒処分は、監査役会の事前の同意を得るものとしております。なお、監査役 三原秀章氏は、公認会計士、税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査室、監査役および会計監査人は、必要に応じて監査に必要な情報の交換を行っております。

③ 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。業務を執行した公認会計士の氏名・所属する監査法人名および継続監査年数は、次のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名	継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員	松本 要	新日本有限責任監査法人	—
	笹山 直孝		—
	美和 一馬		—

(注) １．継続監査年数につきましては、当該年数が７年以下であるため、記載を省略しております。

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 ７名、その他 23 名

④ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は４名、社外監査役は２名であります。なお、当社の社外取締役及び社外監査役の所有株式数については、５．「役員の状況」に記載のとおりです。

社外取締役 田中克郎氏は、国際的な弁護士としての国際法務・企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行っております。同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

当社は、同氏が代表パートナーを務めるＴＭＩ総合法律事務所の他の弁護士に法律事務を委任しておりますが、同事務所の報酬における当社の支払報酬の割合は、前事業年度において１％未満であり、当社への経済的依存が生じるものではありません。また、同氏は、株式会社九州フィナンシャルグループ監査役の社外監査役を兼職しておりますが、同社と当社との間には特別の利害関係はありません。

したがって、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

社外取締役 梶原謙治氏は、総合商社の経営者としての豊富な国際経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行っております。同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

したがって、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

社外取締役 花井健氏は、金融機関およびインターネットサービス業の経営者としての豊富な国際経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行っております。同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

同氏は、株式会社ネクストの社外監査役ならびに株式会社丸運および日本精線株式会社の社外取締役を兼職しておりますが、これらの会社と当社との間には特別の利害関係はありません。

また、同氏は、当社の主要な取引金融機関の一つである株式会社みずほ銀行に勤務していましたが、同行を退行してから7年以上が経過しております。

したがって、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

社外取締役 柏木齊氏は、情報サービス業の経営者としての豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行っております。同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

当社グループは、同氏が社外取締役を務める株式会社松屋に当社製品を販売しておりますが、当社の連結売上高における同社との取引金額の割合は、前事業年度において2%未満であり、同社への経済的依存が生じるものではありません。

したがって、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

社外監査役 三原秀章氏は、公認会計士および税理士としての専門的見地から、適切な意見を述べております。同氏と当社との間には、監査役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

同氏は、公認会計士三原秀章事務所を経営しておりますが、同事務所と当社との間には特別の関係はありません。また、当社グループは、同氏が社外監査役を務めるアズワン株式会社に当社製品を販売しておりますが、当社の連結売上高における同社との取引金額の割合は、前事業年度において2%未満であり、同社への経済的依存が生じるものではありません。

したがって、同氏は当社の「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を満たしており、独立性が認められます。

社外監査役 三屋裕子氏は、企業経営およびスポーツビジネスに関する豊富な経験と専門的見地から、企業経営面で適切な意見を述べております。同氏と当社との間には、監査役報酬以外に金銭等の授受はありません。

同氏は、株式会社サイファの代表取締役ならびに藤田観光株式会社および株式会社パロマの社外取締役を兼職しておりますが、これらの会社と当社との間には特別の利害関係はありません。

また、当社グループは、同氏が会長を務める公益財団法人日本バスケットボール協会とオフィシャルサプライヤー契約等を締結しております。

当社は、社外取締役全員および社外監査役 三原秀章氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

(独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準)

当社は、適正なコーポレートガバナンスの確保のために、社外役員の資質および独立性について「独立社外取締役および独立社外監査役に関する基準」を独自に定めております。その内容は次の通りであります。

第1条(社外役員の要件)

1. 当社の社外取締役および社外監査役(以下、社外役員という)の要件について、本基準により定める。
2. 社外役員の要件は、選任時および在任期間中を通じて、満たすことを要する。

第2条(資質に関する要件)

グローバルに事業を展開する当社グループ(当社および当社の関係会社)において、コーポレートガバナンスを強化するとともに、グローバルレベルでの事業の拡大を図るため必要となる資質として、企業経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者としての実績があり、豊富な経験と専門的知見を有すること。

第3条(独立性に関する要件)

1. 社外役員の当社グループからの独立を保つため、以下の各号を満たすこと。
 - (1) 過去に、当社グループ(当社および当社の関係会社)の役員、会計参与または使用人でないこと。
 - (2) 現在および過去5年間、以下に該当しないこと。
 - ア ① 当社グループの大株主(総議決権の10%以上を保有する者をいい、間接保有形態を含む)または大株主である組織の使用人等(業務執行役員、使用人等の業務執行を行う者をいう)
 - ② 当社グループが大株主である組織の使用人等

- イ 当社グループの主要な借入先(1会計年度末時点において当社連結総資産の2パーセント以上の負債を負担する先をいう)または主要な借入先である組織(グループ企業である場合はグループ単位とする。以下同じ)の使用人等
- ウ 当社グループの主幹事証券会社の使用人等
- エ ① 当社グループの主要な取引先(1会計年度の連結売上高の2%以上)または主要な取引先である組織の使用人等
- ② 当社グループを主要な取引先とする者またはその使用人等
- オ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- カ コンサルタント、会計専門家または法律専門家として、社外役員としての報酬以外に、当社グループから多額の金銭その他の財産(1会計年度あたり1,000万円以上をいう)を得る者または当社グループから多額の金銭その他の財産(当該団体の1会計年度の売上高の1%以上をいう)を得る団体に所属する者
- キ 当社グループから多額の寄付金(1会計年度あたり1,000万円以上をいう)を受け取る者または多額の寄付金を受け取る団体に所属する者
- ク 当社グループと役員の相互就任の関係にある者(当社グループの役員、使用人が役員等である組織について、その組織に所属する者が当社グループの役員となる場合をいう)
- (3) 以下の者の近親者(配偶者および2親等以内の親族をいう)でないこと。
- ア 現在または過去に、当社グループ(当社および当社の関係会社)の役員または重要な使用人である者
- イ 前号に該当する者(重要でない使用人および所属する者は除く)
2. 前項の要件を満たさない場合であっても、その者を社外役員としても一般株主との利益相反を生じないと認められ、かつ前項の要件を満たす社外役員全員の同意がある場合については、会社法の要件を満たす限りにおいて、社外役員とすることがある。この場合、株主総会参考書類、有価証券報告書等に、該当する事実および選任する理由等を明記するものとする。

(ダイバーシティの推進)

当社は、ダイバーシティのビジョンとして、多様な「人財」が、最大限能力を発揮できる企業文化の中でイキイキと働き、会社の持続的な成長に貢献することを掲げています。また、女性活躍については2020年までに女性管理職率10%以上、全ての統括部に女性管理職がいることを目指しております。

当社は、「One Team」違いを活かす、高め合う。」をスローガンに次の重点目標に取り組んでおります。

・ダイバーシティの重点目標

- ① 意識改革・ダイバーシティの社内浸透と情報開示
- ② 多様な人財を活用し、イノベーションの原動力とする。
- ③ 多様な社員が最大限能力を発揮できる文化・環境の醸成

⑤ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬型 ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く。)	312	170	74	67	6
社外取締役	38	38	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	22	22	—	—	3
社外監査役	16	16	—	—	3

ロ. 報酬等の総額が1億円以上である取締役の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		
				基本報酬	業績連動報酬	株式報酬型 ストック オプション
尾山 基	取締役	提出会社	134	64	35	34

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項がないため記載しておりません。

ニ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

・取締役の報酬について

平成25年6月21日開催の第59回定時株主総会において承認された報酬額(年額8億円以内)の範囲内で、取締役報酬支給規程に基づき、各取締役の役位に応じた基本報酬、業績に応じた業績連動報酬および株式報酬型ストックオプションを決定しております。

なお、取締役の報酬の決定について、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の意見を尊重することにより、その公平性および透明性を確保しております。

・監査役の報酬について

平成18年6月23日開催の第52回定時株主総会において承認された報酬額(年額8,000万円以内)の範囲内で、監査役報酬支給基準に基づき、各監査役の報酬額を決定しております。

⑥ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

42銘柄

9,278百万円

ロ、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
(前事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
カシオ計算機(株)	576,900	1,642	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)シマノ	58,100	1,084	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)上組	999,000	1,046	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)チヨダ	265,000	1,000	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,019,490	771	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
久光製薬(株)	139,300	710	取引関係の構築、強化のために保有している。
三菱商事(株)	224,500	455	取引関係の構築、強化のために保有している。
丸紅(株)	725,000	453	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)三井住友フィナンシャルグループ	98,189	452	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
(株)みなと銀行	2,148,182	429	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
上新電機(株)	391,000	421	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,214,062	295	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
(株)ノーリツ	113,500	210	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)山口フィナンシャルグループ	115,000	165	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
帝人(株)	355,253	147	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)アルペン	48,000	96	取引関係の構築、強化のために保有している。
倉敷紡績(株)	448,000	92	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)千趣会	92,000	73	取引関係の構築、強化のために保有している。
イオン(株)	29,586	55	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)ほくほくファイナンシャルグループ	169,900	42	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
(株)三菱ケミカルホールディングス	54,000	41	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)ヒマラヤ	23,400	25	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)三越伊勢丹ホールディングス	10,064	15	取引関係の構築、強化のために保有している。
エイチ・ツー・オー リテイリング(株)	5,291	12	取引関係の構築、強化のために保有している。
ゼビオホールディングス(株)	2,340	5	取引関係の構築、強化のために保有している。

(注) 開示対象となる上場株式が30銘柄に満たないため、全ての上場銘柄を記載しております。

みなし保有株式

該当事項がないため記載しておりません。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)上組	999,000	1,112	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)シマノ	58,100	1,065	取引関係の構築、強化のために保有している。
カシオ計算機(株)	576,900	953	取引関係の構築、強化のために保有している。
久光製薬(株)	139,300	814	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)チョダ	265,000	736	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,019,490	734	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
三菱商事(株)	224,500	559	取引関係の構築、強化のために保有している。
丸紅(株)	725,000	480	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)みなと銀行	215,524	450	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
(株)三井住友フィナンシャルグループ	98,189	437	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
上新電機(株)	391,000	387	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,214,062	254	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
(株)ノーリツ	113,500	223	取引関係の構築、強化のために保有している。
帝人(株)	71,050	168	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)山口フィナンシャルグループ	115,000	146	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
倉敷紡績(株)	448,000	102	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)アルペン	48,000	100	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)千趣会	92,000	65	取引関係の構築、強化のために保有している。
イオン(株)	30,671	50	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)ほくほくファイナンシャルグループ	16,990	34	良好な関係の構築は当社の資金調達の安定に資するものであるために保有している。
(株)ヒマラヤ	23,400	19	取引関係の構築、強化のために保有している。
(株)三越伊勢丹ホールディングス	11,210	14	取引関係の構築、強化のために保有している。
エイチ・ツー・オー リテイリング(株)	5,752	10	取引関係の構築、強化のために保有している。
ゼビオホールディングス(株)	2,340	4	取引関係の構築、強化のために保有している。

(注) 開示対象となる上場株式が30銘柄に満たないため、全ての上場銘柄を記載しております。

みなし保有株式

該当事項がないため記載しておりません。

ハ、保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項がないため記載しておりません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	73	2	73	2
連結子会社	19	—	18	—
計	93	2	91	2

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社のうち、以下の子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属する監査法人に対して報酬を支払っております。

区分	支払先
アシックスアメリカコーポレーション	ERNST & YOUNG USA
アシックスブラジルリミターダ	ERNST & YOUNG BRAZIL
アシックスヨーロッパB. V.	ERNST & YOUNG NETHERLANDS
アシックスオセアニアPTY. LTD.	ERNST & YOUNG AUSTRALIA
アシックスアジアPTE. LTD.	ERNST & YOUNG SINGAPORE
ホグロフスAB	ERNST & YOUNG SWEDEN
その他	その他のERNST & YOUNG メンバーファーム

(当連結会計年度)

当社の連結子会社のうち、以下の子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属する監査法人に対して報酬を支払っております。

区分	支払先
アシックスアメリカコーポレーション	ERNST & YOUNG USA
アシックスブラジルリミターダ	ERNST & YOUNG BRAZIL
アシックスヨーロッパB. V.	ERNST & YOUNG NETHERLANDS
アシックスオセアニアPTY. LTD.	ERNST & YOUNG AUSTRALIA
アシックスアジアPTE. LTD.	ERNST & YOUNG SINGAPORE
ホグロフスAB	ERNST & YOUNG SWEDEN
その他	その他のERNST & YOUNG メンバーファーム

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「国際財務報告基準に関する助言業務」等を委託しております。

(当連結会計年度)

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「国際財務報告基準に関する助言業務」等を委託しております。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、事業の規模・特性、監査時間等を勘案し、監査報酬を決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	52,397	64,485
受取手形及び売掛金	75,372	71,519
有価証券	4,264	3,947
商品及び製品	98,224	87,071
仕掛品	325	352
原材料及び貯蔵品	786	752
繰延税金資産	6,443	5,966
その他	26,400	20,444
貸倒引当金	△3,358	△3,354
流動資産合計	260,855	251,185
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	34,061	35,001
減価償却累計額	△18,945	△18,999
建物及び構築物（純額）	15,116	16,002
機械装置及び運搬具	4,379	4,155
減価償却累計額	△3,397	△2,832
機械装置及び運搬具（純額）	982	1,323
工具、器具及び備品	22,284	24,041
減価償却累計額	△14,304	△16,401
工具、器具及び備品（純額）	7,980	7,640
土地	7,348	7,327
リース資産	8,823	8,375
減価償却累計額	△2,818	△3,123
リース資産（純額）	6,005	5,252
建設仮勘定	1,756	396
有形固定資産合計	39,189	37,942
無形固定資産		
のれん	4,217	12,383
その他	14,858	15,167
無形固定資産合計	19,075	27,551
投資その他の資産		
投資有価証券	※1, ※2 11,916	※1, ※2 11,499
長期貸付金	148	69
退職給付に係る資産	83	0
繰延税金資産	1,015	3,294
その他	※1 11,570	※1 11,621
貸倒引当金	△387	△352
投資その他の資産合計	24,347	26,132
固定資産合計	82,612	91,626
資産合計	343,467	342,812

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	27,868	22,666
短期借入金	10,279	2,910
リース債務	708	679
未払費用	15,260	17,575
未払法人税等	2,945	1,404
未払消費税等	1,943	3,154
繰延税金負債	2,798	2,269
返品調整引当金	409	339
賞与引当金	285	664
資産除去債務	2	—
その他	20,806	16,381
流動負債合計	83,307	68,047
固定負債		
社債	5,000	20,000
新株予約権付社債	30,095	30,065
長期借入金	5,550	4,000
リース債務	5,853	5,254
繰延税金負債	4,889	5,558
退職給付に係る負債	4,775	4,891
資産除去債務	1,019	1,034
その他	3,093	2,753
固定負債合計	60,276	73,557
負債合計	143,584	141,604
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,972	23,972
資本剰余金	17,490	17,415
利益剰余金	140,454	151,595
自己株式	△7,667	△7,666
株主資本合計	174,249	185,316
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,387	3,874
繰延ヘッジ損益	14,498	12,806
在外子会社資産再評価差額金	92	55
為替換算調整勘定	5,228	△2,033
退職給付に係る調整累計額	△93	△82
その他の包括利益累計額合計	24,114	14,620
新株予約権	94	180
非支配株主持分	1,424	1,089
純資産合計	199,883	201,207
負債純資産合計	343,467	342,812

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 1 月 1 日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年12月31日)
売上高	428,496	399,107
売上原価	246,370	222,598
返品調整引当金戻入額	327	297
返品調整引当金繰入額	298	263
売上総利益	182,154	176,543
販売費及び一般管理費	※ 1, ※ 2 154,705	※ 1, ※ 2 151,070
営業利益	27,448	25,472
営業外収益		
受取利息	518	402
受取配当金	227	234
補助金収入	2	228
その他	486	475
営業外収益合計	1,234	1,340
営業外費用		
支払利息	970	750
為替差損	4,112	1,753
その他	1,067	900
営業外費用合計	6,150	3,404
経常利益	22,533	23,408
特別利益		
固定資産売却益	49	7
投資有価証券売却益	23	9
特別利益合計	73	17
特別損失		
固定資産売却損	84	33
固定資産除却損	100	139
減損損失	※ 3 153	※ 3 1,119
事業構造改革費用	※ 4 5,000	—
特別損失合計	5,337	1,291
税金等調整前当期純利益	17,268	22,133
法人税、住民税及び事業税	8,410	6,723
法人税等調整額	△1,469	△410
法人税等合計	6,941	6,312
当期純利益	10,326	15,821
非支配株主に帰属する当期純利益	89	254
親会社株主に帰属する当期純利益	10,237	15,566

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
当期純利益	10,326	15,821
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,219	△512
繰延ヘッジ損益	△147	△1,692
在外子会社資産再評価差額金	△36	△36
為替換算調整勘定	△9,372	△7,332
退職給付に係る調整額	△166	10
その他の包括利益合計	※ △8,504	※ △9,564
包括利益	1,822	6,256
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,812	6,072
非支配株主に係る包括利益	9	184

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益
当期首残高	23,972	17,490	134,640	△7,658	168,444	3,168	14,645
当期変動額							
剰余金の配当			△4,460		△4,460		
在外子会社資産再評価差額金取崩			36		36		
親会社株主に帰属する当期純利益			10,237		10,237		
自己株式の取得				△8	△8		
自己株式の処分		0		0	0		
連結子会社の増加に伴う変動額					—		
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					—		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—	1,219	△147
当期変動額合計	—	0	5,813	△8	5,805	1,219	△147
当期末残高	23,972	17,490	140,454	△7,667	174,249	4,387	14,498

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	在外子会社資産再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	129	14,547	73	32,564	35	896	201,940
当期変動額							
剰余金の配当				—			△4,460
在外子会社資産再評価差額金取崩	△36			△36			—
親会社株主に帰属する当期純利益				—			10,237
自己株式の取得				—			△8
自己株式の処分				—			0
連結子会社の増加に伴う変動額				—			—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	△9,318	△166	△8,413	59	528	△7,825
当期変動額合計	△36	△9,318	△166	△8,450	59	528	△2,057
当期末残高	92	5,228	△93	24,114	94	1,424	199,883

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益
当期首残高	23,972	17,490	140,454	△7,667	174,249	4,387	14,498
当期変動額							
剰余金の配当			△4,460		△4,460		
在外子会社資産再評価差額金取崩			36		36		
親会社株主に帰属する当期純利益			15,566		15,566		
自己株式の取得				△3	△3		
自己株式の処分		5		4	9		
連結子会社の増加に伴う変動額			△1		△1		
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△80			△80		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—	△512	△1,692
当期変動額合計	—	△75	11,140	0	11,066	△512	△1,692
当期末残高	23,972	17,415	151,595	△7,666	185,316	3,874	12,806

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	在外子会社資産再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	92	5,228	△93	24,114	94	1,424	199,883
当期変動額							
剰余金の配当				—			△4,460
在外子会社資産再評価差額金取崩	△36			△36			—
親会社株主に帰属する当期純利益				—			15,566
自己株式の取得				—			△3
自己株式の処分				—			9
連結子会社の増加に伴う変動額				—			△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				—			△80
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	△7,261	10	△9,456	85	△334	△9,705
当期変動額合計	△36	△7,261	10	△9,493	85	△334	1,324
当期末残高	55	△2,033	△82	14,620	180	1,089	201,207

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 1 月 1 日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	17,268	22,133
減価償却費	7,819	8,354
のれん償却額	651	1,152
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△569	250
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△2,947	367
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△521	364
投資有価証券売却損益 (△は益)	△23	△9
受取利息及び受取配当金	△745	△636
支払利息	970	750
為替差損益 (△は益)	523	887
固定資産除売却損益 (△は益)	134	164
事業構造改革費用	5,000	—
その他の損益 (△は益)	512	2,503
売上債権の増減額 (△は増加)	2,421	985
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△3,326	6,235
その他の資産の増減額 (△は増加)	2,469	△569
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,939	△3,715
未払消費税等の増減額 (△は減少)	122	1,310
その他の負債の増減額 (△は減少)	1,791	3,763
小計	33,489	44,294
利息及び配当金の受取額	703	682
利息の支払額	△972	△783
事業構造改革費用の支払額	△4,533	△43
法人税等の支払額	△10,384	△6,179
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,301	37,971
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△9,767	△1,039
定期預金の払戻による収入	8,804	6,132
有形固定資産の取得による支出	△7,630	△5,315
有形固定資産の除却による支出	△38	△44
有形固定資産の売却による収入	4,703	148
無形固定資産の取得による支出	△3,047	△3,855
有価証券の純増減額 (△は増加)	△1,434	297
投資有価証券の取得による支出	△31	△520
投資有価証券の売却及び償還による収入	315	126
子会社株式の取得による支出	△2	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	※2 △9,700
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	△115	24
事業譲渡による収入	—	7
短期貸付金の純増減額 (△は増加)	36	97
長期貸付けによる支出	△4	△5
長期貸付金の回収による収入	36	3
投資その他の資産の増減額 (△は増加)	△531	△404
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,706	△14,046

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△7,190	△5,317
長期借入金の返済による支出	△747	△2,820
社債の発行による収入	—	19,909
社債の償還による支出	—	△11,000
自己株式の取得による支出	△8	△3
自己株式の売却による収入	0	0
非支配株主からの払込みによる収入	492	110
リース債務の返済による支出	△808	△737
配当金の支払額	△4,455	△4,455
非支配株主への配当金の支払額	△46	△10
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△699
財務活動によるキャッシュ・フロー	△12,764	△5,024
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,866	△1,276
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△5,036	17,623
現金及び現金同等物の期首残高	51,051	46,015
現金及び現金同等物の期末残高	※1 46,015	※1 63,638

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

前期46社 当期51社

主要な連結子会社の名称

「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。

平成28年1月1日付でアシックスジャパン株式会社を存続会社とする吸収合併により、アシックス販売株式会社およびホグロフスジャパン株式会社を連結の範囲から除いております。

当連結会計年度にアシックスアメリカホールディング, Inc. を新たに設立したため、第1四半期連結会計期間末から連結の範囲に加えております。

平成28年3月3日付でフィットネスキーパー, Inc. の全株式を取得したため、第1四半期連結会計期間末から連結の範囲に加えております。

当連結会計年度にアシックスアジアPTE. LTD. の子会社としてアシックス (タイランド) COMPANY LIMITEDを新たに設立したため、第2四半期連結会計期間末から連結の範囲に加えております。

当連結会計年度にアシックスミドルイーストホールディングB.V. の子会社としてアシックスミドルイーストトレーディングLLCを新たに設立したため、第2四半期連結会計期間末から連結の範囲に加えております。

当連結会計年度にアシックスアメリカコーポレーションの子会社としてアシックスチリSpAおよびアシックスペルーS.R.L. を新たに設立したため、当連結会計年度末から連結の範囲に加えております。

当連結会計年度にアシックス・ベンチャーズ株式会社を新たに設立したため、当連結会計年度末から連結の範囲に加えております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

亜瑟士商事股份有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

0社

(2) 持分法を適用した関連会社数

0社

(3) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社等の名称

亜瑟士商事股份有限公司

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社はそれぞれ当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ただし、債券につきましては、償却原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法

(ロ) デリバティブ取引により生ずる正味の債権及び債務

時価法

(ハ) たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産(リース資産を除く)

当社および国内連結子会社は、定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法

在外連結子会社は、定額法

なお、主要な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 2年～14年

工具、器具及び備品 2年～20年

(ロ) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

また、企業結合によって資産および負債を時価にて再評価したことにより計上した無形固定資産の主なものにはブランド、顧客基盤および商標権があり、償却年数は6年～24年であります。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

当社および国内連結子会社は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は主として個別判定で計上することにしております。

(ロ) 返品調整引当金

商品及び製品の返品による損失に備えるため、過去における返品実績を基準として計上しております。

(ハ)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

(イ)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ)数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異につきましては、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。なお、一部の連結子会社は発生連結会計年度より費用処理することとしております。

(ハ)小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等につきましては、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段

デリバティブ取引(為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引)

② ヘッジ対象

為替予約および通貨オプションにつきましては、主に外貨建輸入取引の為替変動リスクを、金利スワップにつきましては、資金調達取引の金利変動リスクをヘッジ対象としております。

(ハ)ヘッジ方針

当社グループは、主に製品の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で外国為替の実需の範囲内で為替予約取引および通貨オプション取引を行うものとしております。

また、借入金および社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

為替予約におきましては、過去の取引実績および今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップおよび通貨オプションにおきましては、原則として、ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合につきましては有効性の判定を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却につきましては、発生年度以降20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金および取得日から3か月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

(イ) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(ロ) 連結納税制度の適用

一部の連結子会社は、当連結会計年度より連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

1. 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)および事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

2. 平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

3. たな卸資産の評価方法の変更

従来、当社グループのたな卸資産の評価方法は、主として先入先出法を採用しておりましたが、当連結会計年度より、主として移動平均法に変更しております。この変更は、グローバル基幹システムの導入を契機として、たな卸資産の評価方法を再検討した結果、生産国の分散化による仕入価格の変動の影響が平準化される移動平均法を採用することで、より適正な期間損益計算およびたな卸資産の評価が可能となると判断したためであります。

なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

(未適用の会計基準等)

- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ①(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ②(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ③(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成29年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「補助金収入」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示しておりました489百万円は、「補助金収入」2百万円、「その他」486百万円として組替えております。

(追加情報)

当社グループは資金効率の向上と金融費用の削減、ならびに財務面のグループガバナンス強化を目的として、グローバル・キャッシュ・マネジメント・システム(グローバルCMS)を平成28年3月より金融機関と構築しており、グローバルCMS参加グループ会社を一体とみなして資金の預入れおよび借入れを行っております。これに伴い、従来当社から行っておりました一部子会社への貸付けを解消いたしました。当該グローバルCMSにおいて、預入金および借入金の相殺表示を行うためのすべての要件を満たしているため、相殺表示を行っております。なお、当連結会計年度末の相殺金額は15,273百万円であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券(株式)	100百万円	108百万円
その他(出資金)	66百万円	66百万円

※2 第三者の借入等に対する担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	一百万円	320百万円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
広告宣伝費	35,752百万円	31,909百万円
支払手数料	18,838百万円	16,539百万円
貸倒引当金繰入額	1,926百万円	2,395百万円
従業員賃金給料	35,498百万円	35,396百万円
賞与引当金繰入額	328百万円	608百万円
退職給付費用	1,051百万円	917百万円

※2 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
	3,194百万円	3,676百万円

※3 減損損失

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額 (百万円)
小売店舗	小売店舗4店 (日本1店、欧州3店)	工具、器具及び備品	83
		リース資産	10
		その他投資	0
工場用地	日本	土地	57
合計	—	—	153

当社グループの小売につきましては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各店舗を基本とした資産のグルーピングを行っております。また、売却予定の資産につきましては、物件ごとにグルーピングしております。

小売店舗につきましては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。正味売却価額は売却見込額により算定しており、売却見込額をゼロと見込んでいる場合には、正味売却価額をゼロとして帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

工場用地につきましては、譲渡予定資産であり、譲渡価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。正味売却価額は譲渡見込額により算定しております。

なお、リース資産につきましては、未経過リース料を基に帳簿価額を算定しております。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額 (百万円)
小売店舗	小売店舗16店 (日本8店、欧州8店)	工具、器具及び備品	475
		リース資産	51
		その他	14
物流倉庫	日本	建物及び構築物	354
		土地	148
Eコマース事業	スウェーデン	その他(ソフトウェア)	74
合計	—	—	1,119

当社グループの小売につきましては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に各店舗を基本とした資産のグルーピングを行っております。また、売却予定の資産につきましては、物件ごとにグルーピングしております。

小売店舗につきましては、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額としております。正味売却価額は売却見込額により算定しており、売却見込額をゼロと見込んでいる場合には、正味売却価額をゼロとして帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。使用価値は将来キャッシュ・フロー(割引率は5.6%)に基づき算定しております。

なお、リース資産につきましては、未経過リース料を基に帳簿価額を算定しております。

物流倉庫につきましては、譲渡予定資産であり、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。正味売却価額は譲渡見込額により算定しております。

Eコマース事業のその他（ソフトウェア）につきましては、将来の使用見込みがなくなったことから除却の意思決定を行い、正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。正味売却価額は売却見込額により算定しており、売却見込額を零と見込んでいるため、正味売却価額を零として帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

※4 事業構造改革費用

国内事業の構造改革の施策のひとつである特別転進支援プログラムに伴う退職特別加算金等であります。

（連結包括利益計算書関係）

※その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,675百万円	△1,975百万円
組替調整額	△23	△9
税効果調整前	1,651	△1,984
税効果額	△432	1,471
その他有価証券評価差額金	1,219	△512
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△1,751	△2,934
組替調整額	779	465
税効果調整前	△971	△2,469
税効果額	824	776
繰延ヘッジ損益	△147	△1,692
在外子会社資産再評価差額金：		
在外子会社資産再評価差額金	△36	△36
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△9,347	△7,332
組替調整額	△25	—
税効果調整前	△9,372	△7,332
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△9,372	△7,332
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△360	△55
組替調整額	99	100
税効果調整前	△260	45
税効果額	94	△34
退職給付に係る調整額	△166	10
その他の包括利益合計	△8,504	△9,564

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	199,962,991	—	—	199,962,991
合計	199,962,991	—	—	199,962,991
自己株式				
普通株式	10,140,795	2,807	30	10,143,572
合計	10,140,795	2,807	30	10,143,572

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,807株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少30株は、単元未満株式の売渡請求による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	94
合計		—	—	—	—	—	94

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年3月27日 定時株主総会	普通株式	4,460	23.5	平成26年12月31日	平成27年3月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年3月25日 定時株主総会	普通株式	4,460	利益剰余金	23.5	平成27年12月31日	平成28年3月28日

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	199,962,991	—	—	199,962,991
合計	199,962,991	—	—	199,962,991
自己株式				
普通株式	10,143,572	1,641	5,737	10,139,476
合計	10,143,572	1,641	5,737	10,139,476

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,641株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少5,737株は、単元未満株式の売渡請求による減少37株および新株予約権の行使による減少5,700株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	180
合計		—	—	—	—	—	180

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年3月25日 定時株主総会	普通株式	4,460	23.5	平成27年12月31日	平成28年3月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年3月29日 定時株主総会	普通株式	4,460	利益剰余金	23.5	平成28年12月31日	平成29年3月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
現金及び預金勘定	52,397百万円	64,485百万円
有価証券勘定に含まれるMMF	138百万円	131百万円
預入れ期間が3か月を超える 定期預金等	△6,520百万円	△978百万円
現金及び現金同等物	46,015百万円	63,638百万円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

株式の取得により新たにFitnessKeeper, Inc. を連結したことに伴う連結開始時の資産および負債の内訳並びに株式の取得価額と取得による支出との関係は以下のとおりです。

流動資産	397百万円
固定資産	599百万円
流動負債	△348百万円
固定負債	△213百万円
のれん	9,506百万円
株式の取得価額	9,941百万円
現金及び現金同等物	△241百万円
差引：取得による支出	9,700百万円

3 重要な非資金取引の内容

(1) ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
ファイナンス・リース取引に 係る資産の額	2,503百万円	332百万円
ファイナンス・リース取引に 係る債務の額	2,556百万円	332百万円

(2) 資産除去債務に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
資産除去債務に係る資産の額	210百万円	59百万円
資産除去債務に係る債務の額	226百万円	74百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、配送センターの土地および建物であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
1年以内	6,037百万円	6,397百万円
1年超	31,105百万円	28,827百万円
合計	37,143百万円	35,225百万円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社および当社グループは、資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクを有しております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクを有しておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクを有しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものにつきましては、為替の変動リスクを有しておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金、社債および新株予約権付社債は、主に運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日および償還日は決算日後5年以内であります。このうち一部は、金利の変動リスクを有しておりますが、金利スワップ取引を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、主に製品の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で、外国為替の実需の範囲内で為替予約取引等を行うものとしております。

また、借入金および社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等につきましては、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項（5）重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社および当社グループは、営業債権につきまして、各販売部門における管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

債券投資につきましては、取引権限等を定めた「職務権限規程」において定められた権限の中で決裁を得るものとしており、且つ主に格付の高い債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当社および当社グループのデリバティブ取引の相手先は、信用度の高い国際的な金融機関等に限定されており、相手方の債務不履行によるリスクはほとんどないものと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社および当社グループは、デリバティブ取引に関して、「デリバティブ取引管理基準」および「グローバル財務ガバナンス規程」、取引権限等を定めた「職務権限規程」を社内規程として整備し、運用しております。

取引の実行および管理につきましては、これらの社内規程に基づき、経理財務部門にて行っておりますが、実行担当者と管理担当者を分離し、取引内容、取引残高および運用の管理を行っております。

また、取引の内容等につきましては、適宜担当執行役員より経営会議に報告されております。

有価証券及び投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

なお、一部の連結子会社におけるデリバティブ取引、有価証券及び投資有価証券につきましては、「職務権限規程」に基づく決裁により取引を実行しており、あわせて管理部門において定期的な管理・報告がなされております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社および当社グループは、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定におきましては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等につきましては、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額につきましては、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。詳細につきましては、「(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品」をご参照ください。

前連結会計年度(平成27年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	52,397	52,397	—
(2) 受取手形及び売掛金	75,372		
貸倒引当金(*1)	△3,358		
	72,014	72,014	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	15,909	15,909	—
資産計	140,321	140,321	—
(1) 支払手形及び買掛金	27,868	27,868	—
(2) 短期借入金	10,279	10,279	—
(3) 一年内償還予定の社債	11,000	11,000	—
(4) 社債	5,000	5,041	41
(5) 新株予約権付社債	30,095	34,865	4,770
(6) 長期借入金	5,550	5,560	10
負債計	89,793	94,615	4,822
デリバティブ取引(*2)	19,851	19,851	—

(*1) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につきましては、()で表示しております。

当連結会計年度(平成28年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	64,485	64,485	—
(2) 受取手形及び売掛金	71,519		
貸倒引当金(*1)	△3,354		
(3) 有価証券及び投資有価証券	68,165	68,165	—
その他有価証券	14,684	14,684	—
資産計	147,335	147,335	—
(1) 支払手形及び買掛金	22,666	22,666	—
(2) 短期借入金	2,910	2,910	—
(3) 一年内償還予定の社債	5,000	5,000	—
(4) 社債	20,000	19,989	△10
(5) 新株予約権付社債	30,065	33,348	3,283
(6) 長期借入金	4,000	4,009	9
負債計	84,642	87,924	3,282
デリバティブ取引(*2)	16,363	16,363	—

(*1) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につきましては、()で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価につきましては、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、ならびに(3) 一年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価につきましては、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法を採用しております。

(5) 新株予約権付社債

これらの時価につきましては、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法を採用しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
非上場株式	169	384
非上場債券	—	120
投資事業組合出資金	—	150

これらにつきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成27年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	52,397	—	—	—
受取手形及び売掛金	75,372	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
1. 債券				
(1) 社債	—	—	90	—
(2) その他	—	—	—	—
2. その他	—	—	—	—
合計	127,769	—	90	—

当連結会計年度(平成28年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	64,485	—	—	—
受取手形及び売掛金	71,519	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
1. 債券				
(1) 社債	—	—	—	120
(2) その他	—	—	—	—
2. その他	—	—	—	—
合計	136,004	—	—	120

なお、前連結会計年度末において償還予定5年超10年以内として表示しておりましたその他有価証券90百万円は、期限前終了条件を充当したため、当連結会計年度に償還されております。

(注) 4. 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成27年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	10,279	—	—	—	—	—
社債	11,000	5,000	—	—	—	—
新株予約権付社債	—	—	—	30,000	—	—
長期借入金	—	1,550	4,000	—	—	—
リース債務	708	603	475	380	307	4,086
合計	21,988	7,153	4,475	30,380	307	4,086

当連結会計年度(平成28年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,360	—	—	—	—	—
社債	5,000	—	—	—	20,000	—
新株予約権付社債	—	—	30,000	—	—	—
長期借入金	1,550	4,000	—	—	—	—
リース債務	679	684	481	404	343	3,340
合計	8,589	4,684	30,481	404	20,343	3,340

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成27年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	10,786	5,202	5,584
	(2) 債券			
	社債	90	90	0
	(3) その他	3,522	2,920	602
	小計	14,399	8,212	6,187
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	0	0	△0
	(2) 債券			
	社債	—	—	—
	(3) その他	1,509	1,509	—
	小計	1,509	1,509	△0
合計		15,909	9,722	6,187

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額169百万円)につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成28年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	9,891	5,200	4,691
	(2) 債券			
	社債	—	—	—
	(3) その他	3,573	2,920	652
	小計	13,465	8,121	5,343
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	10	10	△0
	(2) 債券			
	社債	—	—	—
	(3) その他	1,209	1,209	—
	小計	1,219	1,219	△0
合計		14,684	9,340	5,343

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額384百万円)、非上場債券(連結貸借対照表計上額120百万円)および投資事業組合出資金(連結貸借対照表計上額150百万円)につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	97	23	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	200	—	—
合計	297	23	—

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	36	9	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	36	9	—

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成27年12月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	176	—	1	1
	売建				
	米ドル	12,081	—	68	68
	直物為替先渡取引 (NDF)				
	売建				
	ブラジルリアル	12,054	—	261	261
合計		24,311	—	331	331

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成28年12月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	直物為替先渡取引 (NDF)				
	売建				
	ブラジルリアル	9,905	—	△200	△200
合計		9,905	—	△200	△200

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成27年12月31日)

該当事項がないため、記載しておりません。

当連結会計年度(平成28年12月31日)

該当事項がないため、記載しておりません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成27年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金(予定取引)	181	—	4
	ユーロ	売掛金(予定取引)	1,872	—	21
	ポンド	売掛金(予定取引)	16,079	8,730	△702
	日本円	売掛金(予定取引)	91	—	1
	ノルウェークローネ	売掛金(予定取引)	419	—	28
	デンマーククローネ	売掛金(予定取引)	288	—	5
	買建				
	米ドル	買掛金(予定取引)	191,799	103,279	20,161
為替予約等の 振当処理	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	185	—	(*)
	買建				
	米ドル	買掛金	1,209	—	(*)
合計			212,127	112,009	19,520

(*) 振当処理の要件を満たしている為替予約につきましては、振当処理されている売掛金および買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金および買掛金に含めて注記しております。

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成28年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金(予定取引)	48	—	△4
	ユーロ	売掛金(予定取引)	1,147	—	△13
	ポンド	売掛金(予定取引)	14,412	6,807	1,310
	ノルウェークローネ	売掛金(予定取引)	542	—	△16
	デンマーククローネ	売掛金(予定取引)	481	—	△6
	買建				
	米ドル	買掛金(予定取引)	197,765	90,395	15,294
為替予約等の 振当処理	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	123	—	(*)
	買建				
	米ドル	買掛金	1,718	—	(*)
合計			216,239	97,203	16,563

(*) 振当処理の要件を満たしている為替予約につきましては、振当処理されている売掛金および買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金および買掛金に含めて注記しております。

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成27年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	2,400	2,400	(*)
合計			2,400	2,400	—

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて注記しております。

当連結会計年度(平成28年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	2,400	2,400	(*)
合計			2,400	2,400	—

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて注記しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社および一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、規約型企業年金制度、退職一時金制度を設けております。なお、当社および一部の連結子会社は、当連結会計年度に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しております。

また、一部の連結子会社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設け、或いは中小企業退職金共済制度に加入しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

退職給付債務の期首残高(百万円)	15,344
勤務費用(百万円)	835
利息費用(百万円)	141
数理計算上の差異の発生額(百万円)	173
退職給付の支払額(百万円)	△1,903
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額(百万円)	△1,970
その他(百万円)	△23
退職給付債務の期末残高(百万円)	12,597

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

年金資産の期首残高(百万円)	9,291
期待運用収益(百万円)	189
数理計算上の差異の発生額(百万円)	△226
事業主からの拠出額(百万円)	290
退職給付の支払額(百万円)	△643
その他(百万円)	△21
年金資産の期末残高(百万円)	8,879

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高(百万円)	1,642
退職給付費用(百万円)	165
退職給付の支払額(百万円)	△377
子会社連結除外に伴う減少額	△338
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額(百万円)	△66
その他(百万円)	△52
退職給付に係る負債の期末残高(百万円)	973

- (4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務(百万円)	13,483
年金資産(百万円)	△9,244
非積立型制度の退職給付債務(百万円)	452
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額(百万円)	4,691
退職給付に係る負債(百万円)	4,775
退職給付に係る資産(百万円)	△83
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額(百万円)	4,691

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

- (5) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用(百万円)	835
利息費用(百万円)	141
期待運用収益(百万円)	△189
会計基準変更時差異の費用処理額(百万円)	53
数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	46
簡便法で計算した退職給付費用(百万円)	165
確定給付制度に係る退職給付費用(百万円)	1,053

(注) 上記の他、当連結会計年度に事業構造改革費用として4,577百万円を特別損失に計上しております。

- (6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

会計基準変更時差異(百万円)	53
数理計算上の差異(百万円)	46
合計(百万円)	99

- (7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異(百万円)	137
------------------	-----

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	57%
株式	12%
現金及び預金	3%
一般勘定	25%
その他	3%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

割引率	0.9%～2.9%
長期期待運用収益率	1.3%～2.0%

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、830百万円でした。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社および一部の国内の連結子会社は、退職一時金制度、規約型企業年金、確定拠出型の確定拠出年金を採用または中小企業退職金共済に加入しております。

前連結会計年度において、当社および一部の国内の連結子会社は、退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度に移行しました。当連結会計年度においては、当社は規約型確定給付企業年金制度を廃止し、確定拠出年金制度へ移行しております。

なお、海外の一部の連結子会社は、退職一時金制度、確定給付型または確定拠出型の年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

退職給付債務の期首残高(百万円)	12,597
勤務費用(百万円)	754
利息費用(百万円)	130
数理計算上の差異の発生額(百万円)	105
退職給付の支払額(百万円)	△632
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額(百万円)	△8,650
その他(百万円)	△16
退職給付債務の期末残高(百万円)	4,288

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

年金資産の期首残高(百万円)	8,879
期待運用収益(百万円)	179
数理計算上の差異の発生額(百万円)	△1
事業主からの拠出額(百万円)	269
退職給付の支払額(百万円)	△435
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額(百万円)	△8,603
その他(百万円)	△19
年金資産の期末残高(百万円)	268

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高(百万円)	973
退職給付費用(百万円)	86
退職給付の支払額(百万円)	△46
事業譲渡による減少額(百万円)	△120
その他(百万円)	△20
退職給付に係る負債の期末残高(百万円)	871

- (4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務(百万円)	4,968
年金資産(百万円)	△620
非積立型制度の退職給付債務(百万円)	544
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額(百万円)	4,891
退職給付に係る負債(百万円)	4,891
退職給付に係る資産(百万円)	△0
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額(百万円)	4,891

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

- (5) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用(百万円)	754
利息費用(百万円)	130
期待運用収益(百万円)	△179
数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	100
簡便法で計算した退職給付費用(百万円)	86
確定給付制度に係る退職給付費用(百万円)	892

(注) 上記の他、当連結会計年度に退職給付制度改定損として2百万円を営業外費用のその他に計上しております。

- (6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異(百万円)	100
---------------	-----

- (7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異(百万円)	92
------------------	----

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

現金及び預金	43%
一般勘定	57%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

割引率	0.1%～3.0%
長期期待運用収益率	2.9%

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、823百万円でした。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額および科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	59百万円	96百万円

2. スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社取締役(社外取締役を除く) 7名 当社執行役員(所得税法上の居住者のみ) 5名
株式の種類および付与数	普通株式 37,200株
付与日	平成25年8月6日
権利確定条件	① 新株予約権者が当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失したときは、任期満了による退任その他当社が認める正当な事由により当該地位を喪失した場合であって、喪失した日の翌日から5年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権の行使期間内に限ります。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。 ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成28年8月7日から平成55年8月6日まで

	平成26年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社取締役(社外取締役を除く) 7名 当社執行役員(所得税法上の居住者のみ) 6名
株式の種類および付与数	普通株式 26,500株
付与日	平成26年8月8日
権利確定条件	① 新株予約権者が当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失したときは、任期満了による退任その他当社が認める正当な事由により当該地位を喪失した場合であって、喪失した日の翌日から5年経過するまでの間に限り、当該新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権の行使期間内に限ります。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。 ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間にて締結する「新株予約権割当契約」に別途定めます。
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成29年8月9日から平成56年8月8日まで

	平成27年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社取締役(社外取締役を除く) 5名 当社従業員 6名 子会社取締役 3名 子会社従業員 2名
株式の種類および付与数	普通株式 23,700株
付与日	平成27年 5月12日
権利確定条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成30年 5月13日から平成57年 5月12日まで

	平成28年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社取締役(社外取締役を除く) 4名 当社従業員 7名 子会社取締役 2名 子会社従業員 3名
株式の種類および付与数	普通株式 85,900株
付与日	平成28年 5月17日
権利確定条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成31年 5月18日から平成58年 5月17日まで

(2) スtock・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度(平成28年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	34,700	25,100	23,700
付与	—	—	—
失効	—	—	1,700
権利確定	34,700	—	—
未確定残	—	25,100	22,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	34,700	—	—
権利行使	5,700	—	—
失効	—	—	—
未行使残	29,000	—	—

	平成28年 ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	85,900
失効	—
権利確定	—
未確定残	85,900
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,273	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	1,707	2,135	3,008

	平成28年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	2,178

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値およびその見積方法

株価変動性	(注) 1	41.878%
予想残存期間	(注) 2	8.7年
予想配当	(注) 3	23.5円
無リスク利子率	(注) 4	△0.175%

- (注) 1. 8.7年間（平成19年8月17日から平成28年5月17日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算定しております。
2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 平成27年12月期の配当実績によります。
4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産		
たな卸資産	3,495百万円	2,890百万円
貸倒引当金	1,396	1,510
賞与引当金	243	573
退職給付に係る負債	1,869	1,780
繰越欠損金	2,949	4,496
その他	3,457	2,182
繰延税金資産小計	13,410	13,435
評価性引当額	△3,260	△3,053
繰延税金資産合計	10,150	10,382
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,559	1,234
連結子会社の時価評価差額	1,909	1,798
繰延ヘッジ損益	5,245	4,217
その他	1,664	1,698
繰延税金負債合計	10,378	8,949
差引：繰延税金資産純額（△は負債）	△228	1,432

繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の科目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	6,443	5,966
固定資産－繰延税金資産	1,015	3,294
流動負債－繰延税金負債	2,798	2,269
固定負債－繰延税金負債	4,889	5,558

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率 (調整)	35.6%	33.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2	△0.1
評価性引当額の増減	9.4	△3.9
連結子会社税率相違	△11.8	△5.7
在外子会社税制差異	4.7	-
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.1	0.2
その他	1.0	4.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.2	28.5

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した33.0%（ただし、平成29年1月1日以降解消されるものは32.2%）から、平成29年1月1日に開始する連結会計年度及び平成30年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成31年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が34百万円減少し、法人税等調整額が35百万円、その他有価証券評価差額金が55百万円、繰延ヘッジ損益が15百万円それぞれ増加しております。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 FitnessKeeper, Inc.

事業の内容 フィットネス・トラッキング・アプリの運用

(2) 企業結合を行った主な理由

2008年に設立されたFitnessKeeper, Inc. は、スマートフォン端末のGPSにより、ランニングをはじめ、ウォーキング、サイクリングなどの運動を追跡・記録するフィットネス・トラッキング・アプリ「Runkeeper」を運用しております。「Runkeeper」は、米国を中心に全世界で3,300万人を超える登録会員を有するフィットネス・トラッキング・アプリの世界的リーダーとして、運動中の走行距離・ペースの通知や運動記録の管理・分析機能によりユーザーの目標達成を可視化することを通じて、スポーツをより一層楽しむことに貢献しております。

今後、消費者の健康志向の高まりに加え、スマートフォン市場の世界的な成長及びウェアラブル技術の進歩により、フィットネス・トラッキング・アプリ市場の更なる拡大が見込まれます。その中で、「Runkeeper」のグローバル市場で高い認知度を有するブランド及び世界に広がるユーザー層を取り込み、当社の技術とものづくりとの統合により、継続的に企業価値を向上させることが出来ると判断したためであります。

(3) 企業結合日

平成28年3月3日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

FitnessKeeper, Inc.

(6) 取得した議決権比率

取得前の議決権比率 0%

取得後の議決権比率 100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、当社が議決権の100%を獲得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成28年4月1日から平成28年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	9,941百万円
取得原価		9,941百万円

4. 主要な取得関連費用の内容および金額

アドバイザリー費用等 182百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

(1) 発生したのれんの金額

9,506百万円

(2) 発生原因

主としてFitnessKeeper, Inc. が事業を展開することによって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法および償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

流動資産	397百万円
固定資産	599百万円
資産合計	996百万円
流動負債	348百万円
固定負債	213百万円
負債合計	561百万円

7. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額およびその算定方法

影響の概算額の金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

国内の事業所および直営店の一部につきましては、不動産賃貸借契約における原状回復義務に基づく費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。また、国内の事業所の一部につきましては、「石綿障害予防規則」に基づき、当該法令に定める範囲の処理に要する費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。海外の事業所および直営店の一部につきましては、賃借物件の退去時に発生する原状回復に係る費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

国内の事業所および直営店の一部の不動産賃貸借契約における原状回復義務につきましては、使用見込期間を取得から5～41年と見積り、割引率は0%～1.397%を採用して資産除去債務の金額を計算しております。また、国内の事業所の一部の「石綿障害予防規則」における当該法令に定める範囲の処理に要する費用につきましては、使用見込期間を取得から2年～35年と見積り、割引率は0.156%～2.301%を採用して資産除去債務の金額を計算しております。海外の事業所および直営店の一部における原状回復に係る費用につきましては、使用見込期間を取得から2～20年と見積り、割引率は1.733%～5.5%を採用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
期首残高	859百万円	1,022百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	210	49
時の経過による調整額	16	14
資産除去債務の履行による減少額	△60	△47
その他増減額(△は減少)	△3	△4
期末残高	1,022	1,034

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営執行会議が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものとあります。

当社は、世界本社として主に経営管理および商品開発を行っております。

当社グループは、主にスポーツ用品等を製造販売しており、国内においてはアシックスジャパン株式会社およびその他の国内法人が、海外においては米州、欧州・中近東・アフリカ、オセアニア/東南・南アジア、東アジアの各地域を、アシックスアメリカコーポレーション、アシックスヨーロッパB.V.、アシックスオセアニアPTY. LTD. およびアシックスアジアPTE. LTD.、亞瑟士(中国)商贸有限公司およびアシックスコリアコーポレーションが、それぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

「日本地域」、「米州地域」、「欧州地域」(中近東・アフリカを含む)、「オセアニア/東南・南アジア地域」、「東アジア地域」は、主にスポーツ用品等を販売しており、「その他事業」は、ホグロフスブランドのアウトドア用品を製造および販売しております。

平成27年12月31日付でアシックスコリアコーポレーションは、ホグロフスコリアコーポレーションを吸収合併し、平成28年1月1日付でアシックスジャパン株式会社は、ホグロフスジャパン株式会社を吸収合併いたしました。

上記組織変更に伴い、当連結会計年度より「日本地域」および「東アジア地域」は、ホグロフスブランドのアウトドア用品を当社の子会社であるホグロフスABより購入し、それぞれの地域で販売しております。

なお、前連結会計年度および当連結会計年度の報告セグメントを、それぞれの比較対象となる期間と同条件で作成することは実務上困難であり、また、その重要性に鑑み、当該情報については開示を行っておりません。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	日本地域	米州地域	欧州地域	オセアニア ／東南・ 南アジア 地域	東アジア 地域	その他 事業	合計	調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
売上高									
(1) 外部顧客への売上高	100,645	136,103	116,016	22,451	41,880	11,170	428,268	227	428,496
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	22,139	0	6	20	64	5	22,237	△22,237	—
計	122,785	136,103	116,022	22,472	41,945	11,176	450,506	△22,010	428,496
セグメント利益又は損失(△)	2,291	1,499	10,939	3,572	4,642	△666	22,278	5,170	27,448
セグメント資産	75,999	80,616	93,318	17,119	19,771	17,790	304,615	38,852	343,467
その他の項目									
減価償却費	1,304	1,713	2,124	380	235	619	6,378	1,441	7,819
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	824	2,551	2,479	427	389	149	6,822	3,756	10,578

(注) 1. (1) セグメント売上高の調整額は、報告セグメントに含まれない会社の売上高を含んでおりますが、主にセグメント間調整によるものであります。

(2) セグメント利益又は損失の調整額は、報告セグメントに含まれない会社の利益又は損失を含んでおりますが、主にセグメント間調整によるものであります。

(3) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産およびセグメント間債権債務消去等によるものであります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	日本地域	米州地域	欧州地域	オセアニア ／東南・ 南アジア 地域	東アジア 地域	その他 事業	合計	調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
売上高									
(1) 外部顧客への売上高	101,600	112,864	107,568	24,037	43,460	8,762	398,294	813	399,107
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	18,388	49	33	1	14	401	18,888	△18,888	—
計	119,989	112,913	107,601	24,039	43,474	9,163	417,182	△18,075	399,107
セグメント利益又は損失(△)	6,281	862	11,309	3,630	4,997	△421	26,660	△1,188	25,472
セグメント資産	77,947	79,870	84,676	19,508	23,507	14,389	299,901	42,910	342,812
その他の項目									
減価償却費	1,224	1,814	1,967	369	363	540	6,280	2,073	8,354
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	287	1,797	1,289	300	411	147	4,233	5,676	9,910

(注) 1. (1) セグメント売上高の調整額は、報告セグメントに含まれない会社の売上高を含んでおりますが、主にセグメント間調整によるものであります。

(2) セグメント利益又は損失の調整額は、報告セグメントに含まれない会社の利益又は損失を含んでおりますが、主にセグメント間調整によるものであります。

(3) セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない全社資産およびセグメント間債権債務消去等によるものであります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、製品の種類、性質、製造方法および販売市場等の類似性から判断して、同種・同系列のスポーツ用品を専ら製造販売しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	東アジア	その他	合計
101,226	136,244	119,312	42,999	28,713	428,496

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	その他	合計
21,019	10,578	5,656	1,935	39,189

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、製品の種類、性質、製造方法および販売市場等の類似性から判断して、同種・同系列のスポーツ用品を専ら製造販売しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	東アジア	その他	合計
101,560	113,696	110,284	44,300	29,264	399,107

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	その他	合計
21,490	10,335	4,232	1,884	37,942

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	日本地域	米州地域	欧州地域	オセアニア ／東南・ 南アジア 地域	東アジア 地域	その他 事業	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
減損損失	11	—	83	—	—	—	95	57	153

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	日本地域	米州地域	欧州地域	オセアニア ／東南・ 南アジア 地域	東アジア 地域	その他 事業	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
減損損失	570	—	474	—	—	74	1,119	—	1,119

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	日本地域	米州地域	欧州地域	オセアニア ／東南・ 南アジア 地域	東アジア 地域	その他 事業	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
当期償却額	192	210	—	0	—	247	651	—	651
当期末残高	583	48	—	—	—	3,585	4,217	—	4,217

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	日本地域	米州地域	欧州地域	オセアニア ／東南・ 南アジア 地域	東アジア 地域	その他 事業	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
当期償却額	192	46	—	—	—	221	460	692	1,152
当期末残高	390	—	—	—	—	2,969	3,360	9,023	12,383

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項がないため記載しておりません。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項がないため記載しておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり当期純利益金額および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり純資産額	1,045.02円	1,053.28円
1株当たり当期純利益金額	53.93円	82.01円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	50.88円	77.41円

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
(1) 1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	10,237	15,566
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(百万円)	10,237	15,566
期中平均株式数(千株)	189,820	189,820
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	△19	△20
(うちその他営業外収益(税額相当分控除後 (百万円))	(△19)	(△20)
普通株式増加数(千株)	11,001	11,023
(うち新株予約権付社債(千株))	(10,948)	(10,948)
(うち新株予約権(千株))	(52)	(74)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)アシックス	第7回 無担保社債 (私募債)	平成21年3月25日	5,000	—	1.35	無担保社債	平成28年3月25日
(株)アシックス	第8回 無担保社債 (私募債)	平成21年3月25日	3,000	—	1.32	無担保社債	平成28年3月25日
(株)アシックス	第9回 無担保社債 (私募債)	平成21年3月25日	3,000	—	1.45	無担保社債	平成28年3月25日
(株)アシックス	第10回 無担保社債 (私募債)	平成22年8月17日	2,000	2,000 (2,000)	0.85	無担保社債	平成29年8月17日
(株)アシックス	第11回 無担保社債 (私募債)	平成22年8月17日	1,500	1,500 (1,500)	0.94	無担保社債	平成29年8月17日
(株)アシックス	第12回 無担保社債 (私募債)	平成22年8月17日	1,500	1,500 (1,500)	0.91	無担保社債	平成29年8月17日
(株)アシックス	2019年満期ユーロ 円建取得条項付 転換社債型 新株予約権付社債 (注)2	平成26年3月3日 (ロンドン時間)	30,095	30,065	0.00	無担保社債	平成31年3月1日
(株)アシックス	第1回 無担保社債 (公募債)	平成28年12月7日	—	20,000	0.14	無担保社債	平成33年12月7日
合計	—	—	46,095	55,065 (5,000)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 新株予約権付社債に関する記載は以下のとおりであります。

銘柄	2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型 新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	2,724.2
発行価額の総額(百万円)	30,150
新株予約権の行使により発行した株式の 発行価額の総額(百万円)	—
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 平成26年3月17日 至 平成31年2月15日 (行使請求受付場所現地時間)

(注) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。

3. 連結決算日後5年間ににおける1年ごとの償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
5,000	—	30,000	—	20,000

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%) (注) 1, 2	返済期限
短期借入金	7,239	1,360	1.7	—
1年以内に返済予定の長期借入金	3,040	1,550	0.5	—
1年以内に返済予定のリース債務	708	679	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)(注) 3	5,550	4,000	0.6	平成30年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)(注) 3	5,853	5,254	—	平成30年～平成42年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	22,391	12,843	—	—

- (注) 1. 「平均利率」につきましては、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務の平均利率につきましては、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
3. 長期借入金およびリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	4,000	—	—	—
リース債務	684	481	404	343

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首および当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首および当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	117,769	210,681	312,520	399,107
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	13,097	17,141	26,699	22,133
親会社株主に 帰属する四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	9,328	11,849	18,684	15,566
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	49.15	62.43	98.43	82.01

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1株当たり四半期 純利益金額又は 1株当たり四半期 純損失金額(△) (円)	49.15	13.28	36.01	—

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,199	43,672
売掛金	5,326	4,407
有価証券	2,754	2,738
仕掛品	0	1
原材料及び貯蔵品	186	134
前払費用	458	388
繰延税金資産	115	—
関係会社短期貸付金	24,744	1,328
未収入金	9,668	11,475
その他	303	58
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	64,758	64,204
固定資産		
有形固定資産		
建物	9,226	9,919
構築物	445	466
機械装置及び運搬具	103	84
工具、器具及び備品	637	519
土地	5,492	5,607
リース資産	354	222
建設仮勘定	67	277
有形固定資産合計	16,326	17,097
無形固定資産		
借地権	48	48
商標権	3	3
ソフトウェア	1,897	5,818
リース資産	73	50
その他	2,531	423
無形固定資産合計	4,554	6,342
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 10,744	※1 10,234
関係会社株式	39,783	51,312
出資金	27	27
関係会社出資金	4,050	4,050
従業員に対する長期貸付金	6	9
関係会社長期貸付金	602	—
破産更生債権等	56	—
長期前払費用	87	70
敷金及び保証金	97	106
前払年金費用	156	—
その他	107	347
貸倒引当金	△132	△314
投資その他の資産合計	55,587	65,844
固定資産合計	76,469	89,284
資産合計	141,227	153,489

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	7	29
買掛金	310	250
短期借入金	250	200
1年内返済予定の長期借入金	450	1,550
1年内償還予定の社債	11,000	5,000
リース債務	186	131
未払金	1,954	2,915
未払費用	3,376	3,830
未払消費税等	181	—
繰延税金負債	—	58
預り金	9,371	13,053
設備関係支払手形	3	4
その他	—	200
流動負債合計	27,091	27,223
固定負債		
社債	5,000	20,000
新株予約権付社債	30,095	30,065
長期借入金	5,550	4,000
リース債務	261	154
繰延税金負債	436	1,557
退職給付引当金	3,267	3,410
資産除去債務	151	114
その他	809	392
固定負債合計	45,571	59,695
負債合計	72,663	86,918
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,972	23,972
資本剰余金		
資本準備金	6,000	6,000
その他資本剰余金	646	652
資本剰余金合計	6,646	6,652
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	8,000	8,000
圧縮積立金	1,360	1,373
繰越利益剰余金	31,827	30,179
利益剰余金合計	41,187	39,552
自己株式	△7,476	△7,475
株主資本合計	64,330	62,701
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,139	3,678
繰延ヘッジ損益	—	9
評価・換算差額等合計	4,139	3,687
新株予約権	94	180
純資産合計	68,564	66,570
負債純資産合計	141,227	153,489

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年 1 月 1 日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年12月31日)
営業収益		
営業収益		
ロイヤルティ収入等	※1 28,230	※1 26,264
その他の営業収入等	※1 274	※1 324
営業収益合計	28,504	26,589
営業費用	※2 24,040	※2 26,641
営業利益又は営業損失 (△)	4,464	△52
営業外収益		
受取利息	333	127
受取配当金	5,922	5,669
受取賃貸料	344	325
移転価格税制調整金	724	3,976
その他	145	139
営業外収益合計	7,471	10,239
営業外費用		
支払利息	53	43
社債利息	245	106
為替差損	316	4,342
賃貸収入原価	371	337
その他	27	105
営業外費用合計	1,014	4,935
経常利益	10,920	5,250
特別利益		
固定資産売却益	30	—
投資有価証券売却益	23	9
特別利益合計	54	9
特別損失		
固定資産売却損	—	0
固定資産除却損	23	13
関係会社株式売却損	234	—
減損損失	—	503
事業構造改革費用	※3 2,772	—
特別損失合計	3,030	517
税引前当期純利益	7,944	4,742
法人税、住民税及び事業税	232	333
法人税等調整額	673	1,582
法人税等合計	905	1,916
当期純利益	7,038	2,825

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	23,972	6,000	646	6,646	8,000	1,307	29,301	38,609	△7,467	61,760
当期変動額										
圧縮積立金の取崩				－		△15	15	－		－
税率変更に伴う圧縮積立金の増加				－		68	△68	－		－
剰余金の配当				－			△4,460	△4,460		△4,460
当期純利益				－			7,038	7,038		7,038
自己株式の取得				－				－	△8	△8
自己株式の処分			0	0				－	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－				－		－
当期変動額合計	－	－	0	0	－	52	2,525	2,578	△8	2,569
当期末残高	23,972	6,000	646	6,646	8,000	1,360	31,827	41,187	△7,476	64,330

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,104	—	3,104	35	64,901
当期変動額					
圧縮積立金の取崩			—		—
税率変更に伴う圧縮積立金の増加			—		—
剰余金の配当			—		△4,460
当期純利益			—		7,038
自己株式の取得			—		△8
自己株式の処分			—		0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,034	—	1,034	59	1,093
当期変動額合計	1,034	—	1,034	59	3,663
当期末残高	4,139	—	4,139	94	68,564

当事業年度(自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
					別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	23, 972	6, 000	646	6, 646	8, 000	1, 360	31, 827	41, 187	△7, 476	64, 330	
当期変動額											
圧縮積立金の取崩				－		△15	15	－		－	
税率変更に伴う圧縮積立金の増加				－		27	△27	－		－	
剰余金の配当				－			△4, 460	△4, 460		△4, 460	
当期純利益				－			2, 825	2, 825		2, 825	
自己株式の取得				－				－	△3	△3	
自己株式の処分			5	5				－	4	9	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－				－		－	
当期変動額合計	－	－	5	5	－	12	△1, 647	△1, 634	0	△1, 628	
当期末残高	23, 972	6, 000	652	6, 652	8, 000	1, 373	30, 179	39, 552	△7, 475	62, 701	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,139	－	4,139	94	68,564
当期変動額					
圧縮積立金の取崩			－		－
税率変更に伴う圧縮積立金の増加			－		－
剰余金の配当			－		△4,460
当期純利益			－		2,825
自己株式の取得			－		△3
自己株式の処分			－		9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△460	9	△451	85	△365
当期変動額合計	△460	9	△451	85	△1,994
当期末残高	3,678	9	3,687	180	66,570

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ただし、債券につきましては、償却原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1) デリバティブ取引により生ずる正味の債権及び債務

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法

なお、主要な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 2年～14年

工具、器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等につきましては、振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引につきましては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

① ヘッジ手段

デリバティブ取引(為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引)

② ヘッジ対象

為替予約および通貨オプションにつきましては、主に外貨建輸入取引の為替変動リスクを、金利スワップにつきましては、資金調達取引の金利変動リスクをヘッジ対象としております。

(3) ヘッジ方針

当社は、主に材料の輸入による買入債務等の為替レート変動によるリスクをヘッジする目的で外国為替の実需の範囲内で為替予約取引および通貨オプション取引を行うものとしております。

また、借入金および社債に係る金利の将来の変動に対する有効な管理手段として、金利スワップ取引を行うものとしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約におきましては、過去の取引実績および今後の取引の実行可能性を総合的に勘案し、ヘッジ対象としての適格性を検討することにより、有効性の評価を実施しております。

金利スワップおよび通貨オプションにおきましては、原則として、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計額とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計額とを比較し、その比率を基礎に判断しておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合につきましては有効性の判定を省略しております。

7. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業損失、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

※1 第三者の借入等に対する担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	一百万円	320百万円

2 関係会社に対する金銭債権および金銭債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
短期金銭債権	13,345百万円	15,192百万円
短期金銭債務	10,522百万円	16,588百万円

3 保証債務

次のとおり保証を行っております。

前事業年度 (平成27年12月31日)		当事業年度 (平成28年12月31日)	
(1) リース取引に対する債務保証		(1) リース取引に対する債務保証	
保証先	金額(百万円)	保証先	金額(百万円)
関係会社		関係会社	
アシックスアメリカコーポレーション	7,782	アシックスアメリカコーポレーション	7,016
		FitnessKeeper, Inc.	289
計	7,782	計	7,305

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
営業収益	28,438百万円	26,551百万円
その他の営業取引高	1,894百万円	2,649百万円
営業取引以外の取引高	7,103百万円	9,857百万円

※2 営業費用の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
従業員賃金給料	4,679百万円	4,529百万円
退職給付費用	602百万円	377百万円
支払手数料	4,036百万円	4,523百万円
減価償却費	983百万円	1,442百万円
貸倒引当金繰入額	9百万円	235百万円
広告宣伝費	3,028百万円	4,782百万円
研究開発費	3,174百万円	3,412百万円

※3 事業構造改革費用

国内事業の構造改革の施策のひとつである特別転進支援プログラムに伴う退職特別加算金等であります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
子会社株式	39,783	51,312
関連会社株式	—	—

これらにつきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損失	1,787百万円	1,709百万円
関係会社出資金評価損失	1,545	1,478
貸倒引当金	42	96
退職給付引当金	1,391	1,285
組織再編に伴う関係会社株式	6,335	6,060
その他	883	1,145
繰延税金資産小計	11,986	11,775
評価性引当額	△10,164	△11,627
繰延税金資産合計	1,822	148
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,371	1,085
固定資産圧縮積立金	646	611
その他	125	67
繰延税金負債合計	2,143	1,764
差引：繰延税金資産純額(△は負債)	△321	△1,616

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の科目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	115	—
流動負債－繰延税金負債	—	58
固定負債－繰延税金負債	436	1,557

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率 (調整)	35.6%	33.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	1.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.9	△5.6
海外子会社配当金益金不算入額	△21.1	△31.0
評価性引当額の増減	0.0	39.5
その他	0.1	3.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率 (表示方法の変更)	11.4	40.4

前事業年度において「その他」に含めて表示しておりました「評価性引当額の増減」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。また、前事業年度において独立掲記しておりました「税率変更による期末繰延税金資産の減額修正」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。これらの表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「その他」として表示していた△1.3%は、「評価性引当額の増減」0.0%を独立掲記し、「税率変更による期末繰延税金資産の減額修正」1.4%を含めた結果、0.1%としております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した33.0%（ただし、平成29年1月1日以降解消されるものは32.2%）から、平成29年1月1日に開始する事業年度及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が71百万円、法人税等調整額が21百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が49百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円それぞれ増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却累 計額 (百万円)
有形 固定資産	建物	9,226	1,704	403 (390)	607	9,919	12,149
	構築物	445	72	1 (1)	49	466	534
	機械装置及び運搬具	103	13	0	32	84	975
	工具、器具及び備品	637	183	6	295	519	3,215
	土地	5,492	264	148 (148)	-	5,607	-
	リース資産	354	29	5	155	222	403
	建設仮勘定	67	1,799	1,589	-	277	-
	計	16,326	4,067	2,156	1,139	17,097	17,278
無形 固定資産	借地権	48	-	-	-	48	-
	商標権	3	-	-	0	3	1
	ソフトウェア	1,897	5,148	45	1,181	5,818	4,829
	リース資産	73	-	-	23	50	47
	その他	2,531	2,147	4,255	-	423	1
	計	4,554	7,295	4,301	1,205	6,342	4,880

(注) 1. 「当期減少額」欄の () 内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 「当期増加額」の主なものは、基幹システムの開発費用であります。

3. 「当期減少額」の主なものは、ソフトウェア仮勘定であります。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	132	239	57	314

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項がないため記載しておりません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の 買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 (ホームページアドレス http://www.asics.co.jp/ir/)
株主に対する特典	決算期末日および第2四半期末日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり優待を実施 (1) 株主優待割引券 100株以上1,000株未満 当社製品15%割引券 5枚 1,000株以上保有期間3年未満 当社製品20%割引券 5枚 1,000株以上保有期間3年以上 当社製品20%割引券 10枚 利用可能な店舗 当社直営店舗および別に指定する店舗 (2) 通信販売サイトでの優待割引 100株以上 通信販売サイト「アシックスオンラインストア」掲載商品を20%割引

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利ならびに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を行使することができません。

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第62期)(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)平成28年3月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年3月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第63期第1四半期)(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)平成28年5月13日関東財務局長に提出

(第63期第2四半期)(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)平成28年8月10日関東財務局長に提出

(第63期第3四半期)(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)平成28年11月10日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成28年3月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

平成28年4月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストックオプションとしての新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成28年5月23日関東財務局長に提出

平成28年4月28日提出の臨時報告書(ストックオプションとしての新株予約権の発行)に係る訂正報告書であります。

(6) 発行登録書(普通社債)及びその添付書類

平成28年11月4日関東財務局長に提出

(7) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類

平成28年12月1日近畿財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項がないため記載しておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年3月29日

株式会社アシックス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 本	要	㊞
--------------------	-------	-----	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹 山 直 孝		㊞
--------------------	-------	---------	--	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	美 和 一 馬		㊞
--------------------	-------	---------	--	---

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アシックスの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アシックス及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アシックスの平成28年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アシックスが平成28年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年3月29日

株式会社アシックス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 要 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笹 山 直 孝 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美 和 一 馬 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アシックスの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アシックスの平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年3月30日
【会社名】	株式会社アシックス
【英訳名】	ASICS Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長CEO 尾山 基
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島中町7丁目1番1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長ＣＥＯ尾山基は、当社の第63期(自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年3月30日
【会社名】	株式会社アシックス
【英訳名】	ASICS Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長CEO 尾山 基
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島中町7丁目1番1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長兼社長ＣＥＯ尾山基は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年12月31日を基準日として行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社および連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社および連結子会社16社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社35社については、金額的および質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の位置づけ及び関連性を勘案した上で、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね2／3に達している8事業拠点に質的重要性を勘案し、2事業拠点を加えた10事業拠点を「重要な事業拠点」に選定した。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金および棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。